

微内相)は中務省に代わり詔勅を取り扱い、人事を掌握したから、太政官は無力化した(瀧川政次郎「紫微中台考」『法制史論叢』第四 角川書店 一九六七年)。

聖武上皇は天平勝宝八年(七五六)五月に亡くなり、その遺詔により天武天皇の孫の道祖王^{みちすけ}が皇太子に立てられたが、翌年ふしだらを理由に廃された。替わって皇太子に立てられたのは、天武天皇の孫の大炊王^{おおい}であった。仲麻呂は大炊王^{おおい}にかねて亡男の未亡人を配し王を自分の屋敷に寄寓させていたから、露骨な身内最肩の選定であった。こうして仲麻呂の権力は拡大したが反発も大きく、七月には橘奈良麻呂を中心とする仲麻呂暗殺計画が露見し(橘奈良麻呂の乱)、一味として前の皇太子道祖王や長屋王の子黄文王^{きふみ}・鎮守将軍大伴古麻呂らは獄中に殺され、連座したものは四百人を超えた。孝謙天皇は天平宝字二年(七五八)八月、讓位して大炊王が即位した(淳仁天皇)。

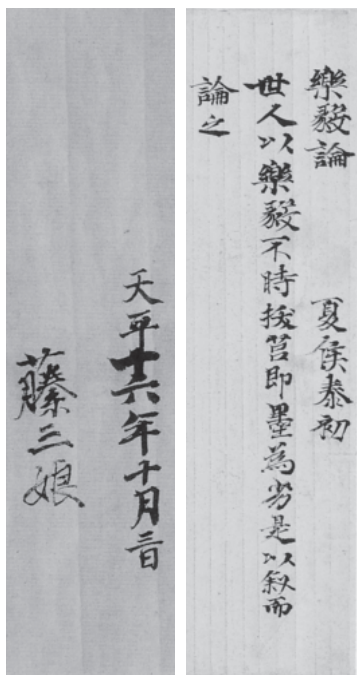


写真 19 光明皇后筆「樂殺論」
備考：平成7年『正倉院展』図録より転載

淳仁天皇

孝謙天皇の讓位も淳仁天

皇の即位も、仲麻呂と光

明皇太后の共同意思に基づき、淳仁天

皇は影の薄い存在であった。仲麻呂は

惠美押勝^{えみおしかつ}の名を許され、さらに太保(右

大臣)から太師(太政大臣)に昇った天

平宝字四年(七六〇)六月、皇太后は

亡くなった。翌五年、孝謙上皇は近江

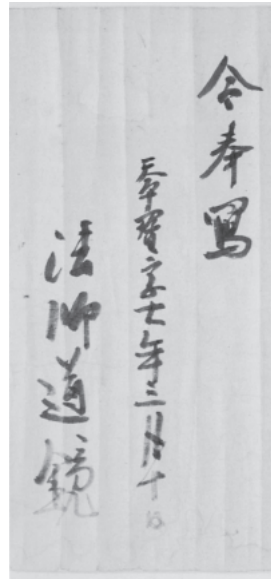


写真 20 道鏡の筆跡

(正倉院文書「法印道鏡解」)

備考：平成 10 年『正倉院展』図録より
転載

じた学匠でもあった。上皇の道鏡への信頼は深まる一方、同六年六月、道鏡の処遇を巡り上皇と天皇は不和になった。不安を抱いた仲麻呂は、天平宝字八年（七六四）九月、畿内と近辺諸国の兵事権を握り、ついで上皇方に軍事行動に出たが敗れ、逃走の末琵琶湖の西岸で斬られた（藤原仲麻呂の乱）。

称徳天皇

乱の後、淳仁天皇は廃されて淡路に幽閉され、上皇が再び天皇の座についた（称徳天皇）。天皇の信任を得た道鏡は太政大臣から法王に進み、その勅めで西大寺・西隆寺が造営され、さらに道鏡の郷里河内国弓削の地に由義宮の造営も始められた。権力基盤の確立をめざした道鏡は、九州宇佐の神の託宣による天皇位の就任を画策したが、和氣清麻呂らに阻止された。なおこの時期を仏教政治の時期とみる説があったが、左大臣に藤原永手・右大臣に吉備真備という人材が任用され参議の陣容も整っていたから、仏教が政治に優先していたと見るのは正しくない。神護景雲四年（七七〇）八月、病氣療養中の天皇は亡くなり、道鏡は下野国（栃木県）葉師寺別当に追放された。

保良宮に行幸したさい病氣になり、これを看病し平癒させたのは内道場の道鏡であった。道鏡は河内国若江郡弓削郷（八尾市弓削町あたり）を本拠とする弓削連（宿祢）の出身で、若年時に山林で苦修錬行をした行者であり、また梵文（古代のインド語）に通



写真 21 桓武天皇像
(東京大学史料編纂所蔵模本)

光仁天皇

新たに皇太子になったのは天智天皇の孫にあたる白壁王^{しろかべ}であった。天武天皇の即位以来、天智天皇系の皇子は日の当たらぬ存在であった。王は六二歳という高齢であったが、聖武天皇の皇女井上内親王を妃とし、他戸王^{おさへ}を儲けていたことが考慮されたのである。白壁王は即位し(光仁天皇)、年号は宝龜に改まった(七七〇)。この時期の政策は、前代以来の放漫財政を改めることで、令外官^{りょうげのかん}の整理(左右平準署の廃止・内膳省^{ないじき}の廃止)や地方官の粛清(歴任五年以上の定員外国司の停止・国司の出挙利稻^{すいこ}の着服禁止)などが実施された。宝龜三年(七七二)井上皇后と他戸皇太子^{おさへ}は、天皇を呪詛したとの理由で廃された。廃后・廃太子の理由は不可解で疑獄事件とされる。

桓武天皇

宝龜四年(七七三)皇太子に立てられたのは渡来系の祖父をもつ山部親王であった。天応元年(七八二)光仁天皇は病気のため讓位し、山部親王が即位した(桓武天皇)。この年の干支は辛酉であり、中国では天帝の命が革まり政変^{あらた}が起こるといふ辛酉革命説があった。初代神武天皇の即位が辛酉年正月一日に掛けられているのはこの説によっている。天皇はこれ信じ、強力に天皇親政を進める精神的支柱になった。天皇は在位二六年のうち、左大臣を置かず貴族を抑え、勘解由使^{かげゆし}や解由状の制を設け地方行政の刷新を図り、辺地を除き軍団兵士制をやめて少数精銳の健児制^{けんぎせい}を採用した。しかし長岡京や平安京の造営と東北の征夷事

業のため財政を消費したから、十分な成果をあげるとはむづかしかった。

二 大仏造営と河内地域

河内の大仏

天平勝宝四年（七五二）四月九日、聖武上皇・光明皇太后・孝謙天皇の臨席のもと、菩提僊那（バラモン僧正）を導師として東大寺の大仏開眼供養会が行われた。法会の有様は、「まことにこれ天下の壮観、開闢以来いまだこれあらざるなり」（『東大寺要録』）、と評された盛大なものであった。

これより先、聖武天皇は天平十二年（七四〇）二月難波に行幸した際、河内国大畠郡の知識寺（遺跡は柏原市大平寺二丁目にある）に参り、その盧舎那仏を礼拝して自分も仏像造営を発願したという（『続日本紀』）天平勝宝元年十二月条）。知識寺とは仏教信者らが結縁し知識を結び財物を寄進して造営した寺のことで、安置された仏像も伽藍も一般の信者集団の合力により造営されたものであった。



図 12 知識寺（太平寺廃寺）とその周辺

備考：昭和 42 年改測平成 7 年修正 1:2.5 万地形図「信貴山」「大和高田」を使用

この知識寺の大仏は、天禄元年（九七〇）成立の『口遊』に、東大寺の大仏より小さく、近江国関寺の大仏より大きいと説明されている。東大寺大仏は座高五丈三尺五寸（『東大寺要録』巻二）、関寺の弥勒仏像は治安二年（二〇二二）

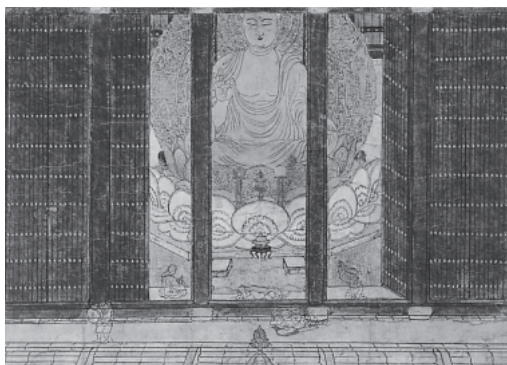


写真 22 東大寺の大仏（「信貴山縁起」）
（朝護孫子寺蔵 国宝 奈良国立博物館提供）

復興の際は五丈（「関寺縁起」醍醐寺本『諸寺縁起集』）であった。したがって知識寺大仏は、五丈（二五メートル）余の大きさであった。これほどの大仏と大仏殿の造営には、大県郡はむろん河内国内の多くの人々の参加が必要であった。

大仏造立 聖武天皇は天平十五年十月、金銅の盧舎那仏像造立の詔を発した。そこで、自分は悟りを求めと知識結

る大乘仏教の菩薩として仏教興隆の願を発し、盧舎那仏像造立を決意したといい、自分は天下

の富と権勢を持つので仏寺仏像の造営はたやすいが、それでは造寺造像による万人救済の意図にそむくので、「一枝の草、一把の土」のような僅かな物を持つ者にも参加を許すという。後に東大寺大仏と大仏殿と呼ばれる伽藍の造営を国民大衆に呼び掛けたのである。

こうした仏教信者の知識結による事業の遂行は、当時の写経や造寺造像をする際にしばしば見られたもので、仏教信仰の普及と深化を物語っている。たとえば天平十三年（七四二）以前に行われた行基の事業のうち、直道（茨田郡高瀬）・高瀬大橋（摂津国嶋下郡）・大庭堀川（茨田郡大庭里）などは（三卷四五頁）、茨田郡はむろんのこと近隣諸郡の人々が知識結をして造営された施設であったと考えられる。九世紀初めに成立した『日本霊異記』には知識結の記事が多く、聖武朝の事例として、遠江国磐田郡（静岡県磐田市）の磐田寺の塔

が知識により建立された話（中巻三一話）を初め数例記されている。聖武天皇はこうした貧者の一灯方式を、畿内で広く知識結による事業を展開していた行基の活動から学び、これを採用したのである。詔発令の後までもなく、行基は弟子らと共に民間において勸進活動を行っている。

大仏造営は、当初近江国甲賀郡の紫香樂宮で行われたが、天平十七年（七四五）五月の平城京遷都に伴い平城京東端の金鐘寺（後の東大寺）寺地を造成して再開された。東大寺と大仏造営には多くの知識が参加した。材木知識（材木の献上に結縁）は五万一千余人、金知識は三十七万二千余人と記録されている（『東大寺要録』巻二）。大量の財物を献上した一〇人の名前も記され、そのうち錢一千貫を奉加した河俣人麻呂と板茂真鈞は河内の人であった。

献錢と知識

天平十九年（七四七）九月、河内国人大初位下河俣連人麻呂は盧舍那仏の知識として錢一千貫を奉り、外従五位下を授かった。また天平勝宝五年（七五三）九月、無位の板持連真鈞は錢百万を献上して外従五位下の位に進められた（以上『続日本紀』）。銅錢一貫は千枚で、一千貫は百万枚になる。河俣連の氏名は河内国若江郡河俣郷の地名にもとづき、河俣郷は東大阪市川俣にその名を残している。古代の河俣郷は大和川下流域で広大な沼沢に面していた土地であったと推定される（『布施市史』第一巻一九六二年）。板持連の氏名は河内国錦織郡板持村の地名にもとづき、富田林市東板持・西板持にその名を残している。

二人の河内人はどのような手段で莫大な錢を手に入れたのであろうか。まず考えられるのは商業活動であり物品の流通であり、それらの物品は市場で売買されていたはずである。河内には今の藤井寺市にあった餌

香市のように奈良時代以前にさかのぼる市場も存在したが、地方市場の開催日は極めて少なかった。

平城と難波の市

常設の市場は平城京と難波京にあった。市は正午ころ開き、日没前に閉鎖された。出品物には品質により上中下の三等の値段が付けられ、出品する商人は男女別座にする規定であった（養

老関市令）。

河内人と難波市に関して参考になる話が『日本霊異記』にある。河内国若江郡遊宜村出身の沙弥尼は平群山寺に住み、知識を率い六道図を描き安置したがそれを盗まれ、難波市で盗品を見つけ取り戻したという（上巻三五話）。この話に時代を示す語句がないが、この話は聖武朝の話の次に掲載されるので、聖武朝かそれ以後の時代と見られる。平群山寺は平群郡、今の平群町や斑鳩町あたりの山中にあった山寺で、常時開設の市場は畿内ではこの二カ所であったから、必要物を探す人々は距離をもとめせず市場に出かけたのである。

河内人麻呂・板茂真釣と同じく、東大寺造営の知識として天平二十年（七四八）二月、知識物を献上した従七位上漆部直伊波は、位を外従五位下に進められた（『続日本紀』）。知識物とは『東大寺要録』によると商布二万端であったことが分かる。商布は諸国が交易して中央に納入する麻布で、調・庸の布より低品質であったが実用に適した布であった。伊波は相模国（神奈川県）出身であつたらしいが、その後、中級官人として活躍した。この伊波は、天平宝字四年（七六〇）十一月の時点で、難波の堀江川に面した五段余の土地を所有していた。堀江川は瀬戸内海と難波京を結ぶ交通の要所で、伊波はここを拠点として西国へ難波へ平城京へ東国の間の活発な商業活動を展開していたと想定されている（『新修大阪市史』第一巻 八六九～九二〇頁）。

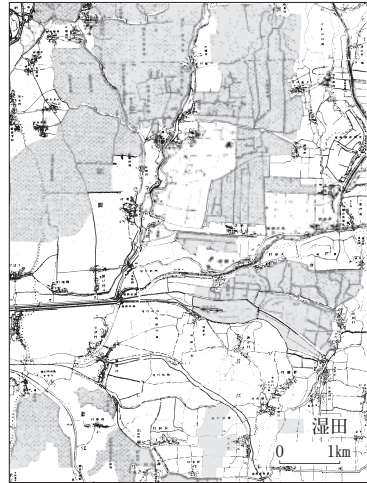


図13 河俣の地と低湿地
1：2万仮製地形図「星田村」「生駒山」（明治19年測）「吹田村」「大阪」（明治18年測）

邇れば平城京の外港である奈良の木津へ直行することのできる土地であった。河内国が天皇の^{ひなみ}日次の^{にえ}贄として納入した鮒・鯉・^{すずき}鱸（三巻一一七頁）などの淡水産の魚は、平城京のような内陸地では立派な商品になった。

五位以上の貴族は市場に店を出して商業活動を行うことができない規定（養老雜令皇親条）であったから、大初位上の河俣連人麻呂も無位の板持連真釣もこの規制から外れ市場における商業活動を展開することができた。この二人が平城京や難波京の市場での商業活動により莫大な富を蓄積したその可能性は高いであろう。

三 茨田を名乗る人々

奈良時代後半から平安時代前期の本市域に関係する人々について述べよう。いずれも茨田を名乗る人々で

河俣人麻呂と商業 河俣人麻呂の出身地と考えられる若江郡河俣郷は、大和川の諸分流が形成する湖沼地帯にあり、延喜五年（九〇五）には^{えのくりや}江厨と呼ばれた領域に組み込まれていた。人麻呂の生きた奈良中期にはまだ御厨が設定されていないが、河俣の土地が魚類の豊富な自然環境であったことは確かで、人麻呂の商業活動の一面に魚類の販売があったと考えることができる。河俣の土地は、淀川を下れば難波京の市へ、

ある。

茨田連久 天平十年（七三八）閏七月、写経司に出仕する茨田連久治万呂は、この月、日勤二八・夜勤二

治万呂 一という勤務状況であった（『大日本古文書』七卷 一八三頁）。時に未選の舎人^{とねり}とある。閏七月

は二十九日の小の月であったから、昼間は一日休んだだけでほぼ連日夜勤もこなしていたことが分かる。

写経司は仏教経典類を書写する官司で、天平六年（七三四）には存在しており、同十三年に写経所になり、同二十年までは光明皇后の皇后宮職の管理下にあった。

舎人は、左右大舎人寮の舎人、東宮坊舎人・中宮職舎人などの別があった。舎人は、五位以上の蔭子孫^{おんしぞん}と内六位以下八位以上の嫡子で、二一歳以上の者を試験し、容姿端正で書記算術に巧みな者が採用されたから、久治万呂は有位者の子弟であった。舎人は官人見習いであったから、他の官司に出向して仕事を見習うことがあった。官人は年ごとの考^{こう}（勤務評定）を重ねた上で選^{せん}（総合判定）を受け、まず位階を授けられついで官職に任じられたから、未選の久治万呂は総合判定の段階に達していなかったことになる。

同年十一月の文書には経師^{きょうし}とある。経師（経生・書生とも）は経典を写す者で、写経司には他に校正をする校生や表装をする者（装潢^{ちやうきやう}）、猪牙^{ちぐき}をもつて紙をみがく者（瑩生^{えいせい}）、絵師や筆工などいた。写経の仕事は仏菩薩に奉仕するという面を持っていたから、その生活は清浄^{せいじやう}にあるべきで、司は彼らに袴・肌着・下着・帯などの浄衣を支給した（『大日本古文書』一一卷 三六〇頁）。食事も支給した。経師と装潢に一日分として、米一升（今の約四合三勺）・総菜としての海草類・調味料として醬^{ひしお}と未醬各一合・酢・塩などを支給した（同 一一卷 四八六頁）。

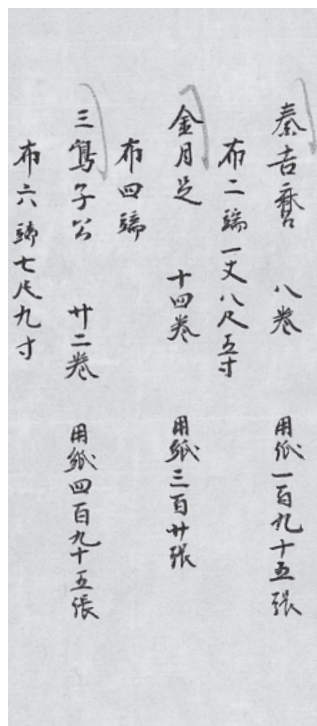


写真 23 報酬は麻布でも支給
(正倉院文書「奉写一切経所解」)
備考：『正倉院古文書影印集成』10 八木書店より転載

分の報酬として錢一貫五十文を受けている。この報酬は二月五日から五月三十日までの約四ヵ月分の報酬であった(同八巻 一〇七頁)。同年十二月には写経二三四枚分として錢一一五八文を受けている。これは六月一日から十一月三十日までの六ヵ月の報酬であった。結局、天平十四年度は十ヵ月分の収入が二二〇八文で、一ヵ月平均二二〇文の収入であった。

久治万呂の天平十七年八月一ヵ月の仕事量は写経五〇枚で二五〇文の収入であったから(同八巻 五七一頁)、写経量は一ヵ月平均四五〇枚、報酬は二二〇〇二五〇文であったといえる。これでどのくらいの米が買えたであろうか。天平宝字六年(七六二)一月と二月の食米・黒米は一升六文であったから(同五巻 六五・八五頁)、これを参考にすると三斗六升六合の米が買えたことになる。米価は毎年変化するし同じ年度でも端境期^{はざかい}と収穫期では変化が大きいから、単なる机上の計算にすぎないが、家族を養うのに十分な収入であったとはいえないであろう。

天平十三年八月には、千手経を写し六五枚分として錢三二五文を受けている。写経一枚分は五文の勘定になる(同七巻 五五〇頁)。これは何ヵ月分の報酬なのか不明である。翌十四年七月、写経二一〇枚



写真 24 薬師寺仏足石（国宝）
（飛鳥園提供）

天平二十年（七四八）八月から翌年四月まで経師としての勤務実態は零で、時に散位少初位下であった（同九卷 三三五頁）。散位は位階を帯びるが官職に就任していない者のことで、少初位下は三十階ある位の最初の位であった。次の段階で位にふさわしい官職に就くのであるが、これ以後の消息は史料がなく不明である。

茨田王

天平十一年（七三九）正月、無位から従五位下を授かったのを初めとし、少納言・宮内省大輔などを経て、同十九年十一月越前守になった（『続日本紀』）。天平勝宝五年（七五三）正月、治部省少輔（次席次官）である石上朝臣宅嗣家での宴席の和歌が一首記録されている（『万葉集』卷十九 四二八三番）。

時に中務省の大輔（上席の次官）であった。天平宝字元年（七五七）十二月には越中守で従五位上であった（『平安遺文』第一卷 三二三頁）。皇族ではあるがどの天皇につながるのか系譜は不明である。

茨田郡王

天平勝宝五年（七五三）七月、従三位文室真人智努（智努王）は施主となって仏足図とその由来文を石碑に彫り付け、造成の目的を「亡夫人従四位下茨田郡王法名良式」のためと記している（『寧楽遺文』下 九七四頁）。施主の他に、絵師越田安万・「□仕奉□□人」とあるから、石碑の造成は施主一人の仕事ではなく、知識結による協同事業であったことが知られる。この夫人は、天平十一年（七三九）正月に無位から従四位下を授かった茨田女王と同一人であろうか。彼女の経歴や系譜は一切不明である。

茨田連沙弥磨

『万葉集』巻二十に天平勝宝七年（七五五）二月、筑紫に派遣される防人らの歌があり、中に「上総国防人部領使少目從七位下茨田連沙弥磨」が筆録した歌十九首が載せられている（四三六〇番右注）。防人は、東国の農民が徴用されて九州沿岸の防備に三年間あたる役で、部領使は防人を引率して難波まで送り届ける役、少目は国司の第四等官であった。『万葉集』の編者と目される大伴宿禰家は当時兵部省の少輔の役職にあり、兵部省は衛士や防人の徴発の仕事をするから、家持が前もって沙弥磨に防人らの歌を筆録するよう依頼していたのであろう。沙弥磨の記事はこれ一つであり、その他の事は知ることができない。

茨田連稻床

神護景雲三年（七六九）八月、從八位下の稻床は「貢獻」を理由に外從五位下の位を賜わった（『続日本紀』）。十二階の昇階であり彼の貢獻がなみなみならぬものであったことを窺わせる。彼の貢獻がどの程度のものであったのか考えると、同元年二月の事例が参考になる。伊予国（愛媛県）越智郡の長官外正七位下の越智直飛鳥麻呂は、純二百三十四と錢一千二百貫を献上したので、外從五位下を授かっている（『続日本紀』）。稻床の貢獻物は飛鳥麻呂と同等か上回ったと推定される。伊予のような地方にも、富豪の者が輩出して、律令国家が望まなかった経済格差の著しい状況が発生しつつあったのである。稻床は五位という中級貴族の位を手に入れたものの、その後の消息は史料がなく不明である。

茨田宿祢

天平勝宝七年（七五五）三月、写経司は「故茨田大夫家」に「大灌頂經」一部十二卷の借用を申請した（『大日本古文書』四卷 三七頁）。大夫は五位を意味するから、この大夫は既に没していたことになる。天平勝宝元年（七四九）八月、外從五位下茨田宿祢枚麻呂は美作守に任じられた（『続日本

紀」から、故茨田大夫は枚麻呂であった可能性が高い。天平十五、六年の正倉院古文書に「茨田少進」とみえ、天平十七年四月に「正六位上行少進茨田宿祢枚麻呂」と見えるのは（『大日本古文書』二巻 三九九頁）、皇后宮職少進のことだと考証されている（早川庄八『宣旨試論』岩波書店 一九九〇年 一二七―八頁）。皇后宮は光明皇后のことである。

枚麻呂は天平十七年四月、正六位上から外従五位下に昇っている。外位は大宝律令以前に存在し、大宝令では外少初位下から外正五位上まで二十階が規定されている。この頃、真人と朝臣の氏や大伴宿祢氏など一部の門地貴族は内六位から内五位に進むのに対し、その他の宿祢姓氏や忌寸姓氏以下の氏は、外五位を経て内五位に進む（外正五位上→従五位下）という差別的構造になっていた（野村忠夫『律令官人制の研究』吉川弘文館 一九七〇年 三〇八―五五頁）。茨田宿祢氏はこうした外階コースの氏族として位置づけられていた。

「大灌頂経」十二巻は呪経の名を付ける十二の小経からなる、雑密教系統の經典であり、神名や呪文を唱え護符を持てば種々善神の護衛を得、悪鬼の災害を防ぐことが記される（『仏書解説大辞典』）。こうした經典を所持する俗人は多くはなく、枚麻呂はかなりの仏教經典を所持していたと見られる。

茨田（萬多）親王

茨田親王は桓武天皇の第五皇子として、延暦七年（七八八）に誕生した。母は桓武天皇の夫人藤原朝臣小尿であった。茨田郡の名を採るのだから、茨田郡と何らかの関係があったことは確実である。延暦十四年（七九五）六月、周防国すおうの水田百町と山林九百町を賜り、同二十年（八〇二）十一月、一四歳で加冠（元服）した（『日本紀略』）。同二十三年正月、茨田の字を改め萬多とした（『日本後紀』）。大同四年（八〇九）十月、時の官位は中務卿四品しほんであった（『日本紀略』）。弘仁八年（八一七）正月、三品を授

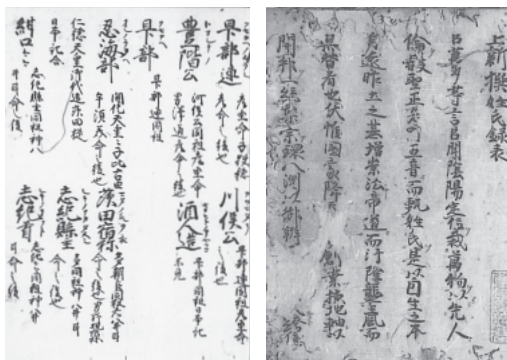


写真 25 菊亭文庫本『新撰姓氏録』
(京都大学附属図書館提供)

けられ（『類聚国史』）、同十四年九月、式部卿になり、天長五年（八二八）正月式部卿に兼ねて大宰帥になり、二品に昇り、同七年（八三〇）四月、四三歳で没した。この間、弘仁五年（八一四）六月に『新撰姓氏録』の編集を完成し、翌年七月に上表している（『日本紀略』）。高位の親王であつてその学問の程度は不明なものの、王子の正躬王・正行王・雄風王らは好学の評のある人であつたから、萬多親王も好学の人であつたことが察せられるという（佐伯有清『新撰姓氏録の研究』研究篇 吉川弘文館 一九六三年 五五頁）。茨田親王が萬多の表記に改めたのは、茨田の表記を忌避したのではなく、佳字に改めたものと理解される。

四 長岡京遷都

長岡の土地

延暦三年（七八四）十一月、桓武天皇は山背（城）国乙訓郡に造営中の長岡宮に行幸し、遷都が行われた。これより先、五月に中納言・参議らからなる一行が長岡村視察に派遣され、六月には藤原種継ら一〇人が造長岡宮使に任命され（『続日本紀』）、宮殿や市街地の造成が急ピッチで進行していた。長岡京は現在の向日市・長岡京市から京都市西部に及び、東西五・二キロ、南北六・五キロの長方形の都であつた。京城南部には桂川が流れ、乙訓郡南部は桂川・宇治川・木津川が合流して淀川になる低湿地

田神社」(三卷二四頁)が記録されているところからそのように推定される。式内社は、しかるべき氏族の奉斎する神社であり、土地の人からその霊験を仰がれる神社であって、神社付近にはかなりの人数の居住する聚落が存在したと考えられる。したがって乙訓郡「茨田神社」の鎮座地近くには、茨田氏の居住が想定できるのである。ただ残念なのは、この神社は早くにその名を失い、その所在地が不明になっていることである。

享保十九年(一七三四)に完成した『五畿内志』(『日本輿地通志』とも)は、茨田神社について「所在未詳。或いは云う、上久世村にあり。いま綾戸明神と称す」(原漢文)という。上久世村の綾戸明神とは、京都市南区久世上久世に現存する綾戸国中神社をさす。昭和五十四年(一九七九)の『式内社調査報告』第一卷(皇学

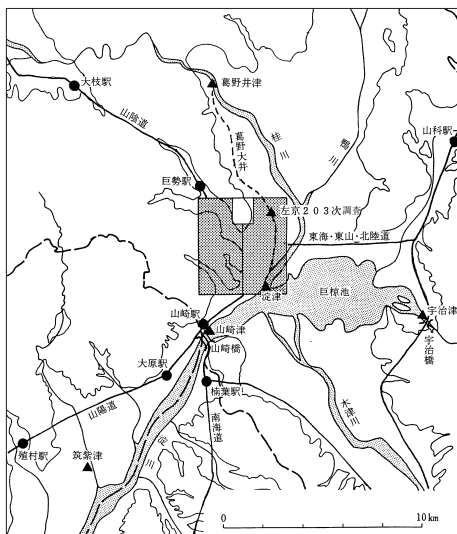


図14 長岡京と水陸の便利

備考：高橋美久二『古代交通の考古地理』(大明堂、1995年)に一部加筆。●は駅、▲は津の推定位置を示す。

帯で、そこに山崎津(大山崎町・島本町山崎付近)があった。山崎津は淀川を介して瀬戸内地域と平城京を結ぶ交通の要地であった。桓武天皇は「水陸の便あるをもつてこの邑に遷都す」(『続日本紀』延暦十年六月)といい、交通の便利のよさをあげている。平安京に移るまで十年間の都であった。

茨田氏の乙訓郡移住

この長岡京または平安京の時代に茨田郡の茨田氏の一部は、乙訓郡に移住したと考えられる。それは延長五年(九二七)に完成した『延喜式』の神名上・乙訓郡条に「茨

館大学出版部）は、『日本輿地通志』の説明に続き「その証なく未詳社である。廃絶したものかと考えられる」という。昭和五十八年（一九八三）の『向日市史』は「築山村（南区久世築山町）の茨田森を旧社地とする説、綾戸社を茨田神社とする説、さらに木下神社（南区久世大藪町）に比定する説などがある」という。

近世の上久世村・築山村・大藪村は、京都の西大路九条から出た西国街道が桂川を渡った右岸渡河点にあたり、旧の乙訓郡に所属した村々であった。

これら三村は、復元された長岡京条坊の一条大路のすぐ北に位置するので、茨田神社は長岡京遷都・平安京遷都に伴い、河内国の茨田氏の一部が移住して奉斎したものと推定される。昭和五十九年の『京都大事典』（淡交社）は、河内茨田氏が「桂川あるいは淀川の水利と関係して移住したものと考えられる」というが、的を射た論で、長岡京造営に伴い京域を流れる河川や、平安京造営に伴う桂川・淀川の治水工事に従事するため、乙訓郡に移住したと推定されるのである（吉田靖雄「古代の茨田郡と茨田連（宿禰）氏の盛衰」『市史紀要』第九号 寝屋川市教育委員会 二〇〇二年）。

交野に天神を祭る 延暦四年（七八五）十一月十日、桓武天皇は交野^{かたのかしはら}柏原^{かしはら}に天神を祭り宿願を祈り、同六年十一月五日にも同地に祭りをした。天皇の曾孫にあたる文徳天皇^{もんてく}も、斉衡三年（八五六）十一月二十

五日、交野原に昊天祭^{こうてん}を行った。これは前例のない祭祀であった。天神とは、延暦六年記事に「昊天上帝^{こうてんじょうてい}に告」とあるように、中国で天にあると信じられた至高万能の神（天帝・上帝）のことであり、かの地では古くから天帝の命令を受けたと信じる者が、道徳性を失った君主を武力で打倒することが容認されており、これを易姓革命といった。桓武天皇が天帝を祭ったことは、彼が天命思想や易姓革命という中国思想の受容

第二章 律令時代の北河内地域



写真 26 北京の天壇 明代の祭天遺構

備考：中国地図出版社編『世界遺産図集・中国巻』より転載

者であったことを示している（瀧川政次郎「革命思想と長岡遷都」『法制史論叢』第二冊 角川書店 一九六七年）。

革命思想と

革命とは天帝の命令の革あらたまることであり、それは辛酉しんゆうの年や甲子の年であるという。辛酉

桓武天皇

革命説は『日本書紀』編集者の知る所であり、神武天皇の即位を辛酉年正月一日にかけたの

は辛酉革命説に基づいている。桓武天皇が即位したのは天応元年（七八一）四月のことで、この年はまさしく辛酉の年であった。山部親王（後の桓武天皇）が皇太子・天皇になるには困難があった。親王は、奈良時代に皇室の主流であった天武天皇系に属さず、さらに親王の母は和史やまとのふみひと氏の娘で、同氏は百済の武寧王の子孫と称する渡来系の氏族であったからである。しかし親王の優れた資質を見抜いた藤原百川ふもかわらの支援によって立太子できたのである（村尾次郎『桓武天皇』吉川弘文館 一九六三年 四一頁）。こうした状況のもと辛酉の年に即位した天皇は、天命の受納者という自覚を持つに至ったのであろう。

交野祭天

の遺跡

『五畿内志』（『日本輿地通志』）交野郡項に、廢郊祀壇

は片鉾村にあつて交野原の一本杉と称するとし、大

正十一年の井上正雄『大阪府全志』に片鉾の郊祀壇跡は、「広さ四坪許の小塚」「桓武・文徳両天皇の昊天を祀まつり給ひし所」という（巻

之四 一三五六頁）。ここは今の枚方市片鉾本町にあたり、現在には「推

定地は住宅が密集して痕跡をとどめない」（『日本歴史地名大系』28大



図15 大臣家大饗の鷹飼装束
『年中行事絵巻』(京都大学文学研究科図書館蔵)より作図

阪府の地名Ⅱ 平凡社 一九八六年 八四〇頁)。この他に枚方市楠葉二丁目の交野神社説もあり遺跡地は特定し難い。

交野行幸

桓武天皇の交野行幸は讓位後を含め一五回に及ぶ(三卷二一六頁)。交野は遊獵の土地であり、彼が

優遇した百済王氏の本拠地であった。天皇は鷹狩りを好み、

鷹狩りは、騎乗し褌襦うちかけ(布帛製の鎧)と脛巾はばき(脛に付ける脚絆)を着けるなど武芸の一種であった。嵯峨

天皇の交野行幸も讓位後を含め一五回を数える。同天皇は名筆を称えられ文人天皇と言われるが、遊獵の多さからすると父天皇の武張った性格を受け継いでいるといえる。

兵士制から 延暦十一年(七九二)六月、長らく続いてきた軍団兵士制は陸奥・出羽・大宰府管内などの

健児制へ

要地を除き廃止され、新たに郡司の子弟からなる健児制こんでいに取って代わった。河内国の健児定

員は、摂津・大和・山城などと同じ三〇人とされた(三卷七〇頁)。兵士は成人男子三人の内一人を徴兵し軍団に配備し、国内の役所・倉庫などを守備させる制度で、一人が徴兵されると「一戸したがって亡ぶ」といわれるほどの庶民にとって過酷な負担であった。軍団は五百人・千人規模の集団で、これの維持は国家にとって大きな経済的負担でもあったから、軍団・兵士制の廃止は、拡大放漫にながれた国家財政の再建の意味をもっていた。河内国には一四の郡があったから、机上の計算になるが、交野・茨田・讃良の三郡は合わせて六人ほどの健児を出したことになる。

五 奈良時代後期～平安時代前期の洪水と治水

洪水と治水

本市域の属した交野郡・茨田郡は大河淀川に面しているので、一度洪水が起きると甚大な被害を受けることが多かった。いま奈良時代後半からの百年間に起きた洪水と治水の記録を見ると次のようになる。

表6のうち、(13)のいう大同元年の洪水のことは明確には分らないが、同年八月「畿内の水害を被る百姓の調庸を免ず」との記事があるので(『日本紀略』)、畿内に洪水のあったことは確認できる。これらは大洪水のみの記録であり、記録に漏れた洪水も多かったはずである。まして規模の小さい洪水や治水工事のことは記録されなかったであろうから、洪水の被害と治水工事の負担は頻繁に一般住民へのしかかっていたといえる。次にこれらの記事から分かることを述べておこう。

食料と日当

これらの治水工事に動員された人々に食料が支給された事例が(4)(6)(8)の三例見えるので、支給の記事が見えない場合でも食料支給はなされたと推定できる。

次に人夫の日当にあたる稲が支給された事例がひとつも見えないので、日当の支給はなかったと推定される。(8)の場合、堤防修理料は税金を出挙し人夫の食料分は公廩稲を出挙して充当しているので、(9)の場合も新銭を出挙し利息を堤防修理と人夫の食料に充てたと推察できる。日当の支給はなかったのである。大河の堤防は国司郡司が検査し修繕は秋の収穫時に行く規定があり(養老宮繕令近大water条)、国司が日数人数と使役先を決定した。国司の決定により郡司が計帳(住民台帳)に基づき部内人民の動員を行い、工事の指揮を執った。したがって河内国の洪水に伴う治水工事に関する労役は雑徭雑徭の形で徴発されたと考えられる。

第三節 奈良時代後半の北河内地域

表 6 奈良時代後半から平安初期の洪水・治水

番号	年 月	洪水・治水の様子	出典
1	天平宝字六年(七六二)	河内国の長瀬堤が決壊したので、延べ人数二万二千二百余人を使い修繕させた	続日本紀
2	宝亀元年(七七〇)	志紀・淡川・茨田郡の堤を延べ人数三万余人を使い修理させた	三卷六三頁
3	宝龜三年(七七二)	雨と大風で、茨田郡の堤六カ所・淡川郡の堤一カ所・志紀郡の堤五カ所が決壊した	三卷六四頁
4	延暦三年(七八四)	茨田郡の堤十五カ所が決壊した。延べ人数六万四千余人に食料を与え修繕させた	三卷六五頁
5	延暦四年(七八五)	河内国が洪水に襲われ、百姓が流され、船に乗り堤防上に避難する被害を受けたので、被災者に物を恵み与えた	三卷六五頁
6	同 年	河内国の堤防三〇カ所が決壊したので、延べ人数三十万七千余人に食料を与え修繕させた	三卷六五頁
7	延暦十八年(七九九)	洪水により田畑に被害を受けたので、山城・河内・摂津国などの被災した貧民に正税・蓄えた税の稲を分け与えた	三卷七一頁
8	弘仁三年(八二二)	勅により河内国の税分錢三百貫を出挙(強制貸し付け)し、その利息を堤防修理料に充て、人夫の食料は官吏への公廩稲(俸給稲)を出挙し利息稲を充てよと命じた	三卷七三頁
9	同 年	山城・摂津・河内国に新銭各三三〇貫を賜い、それを出挙して利息を取り堤防修理料に充てさせた	三卷七三頁
10	弘仁六年(八一五)	河内国が洪水の被害を受け、被災した貧窮の戸に物を恵み与えた	三卷八〇頁
11	弘仁十二年(八二二)	河内・摂津・山城国々境に洪水がおきたので、被災した郡・人々の税を免除し、被災した貧窮者に物を恵み与えた	三卷八一頁
12	天長九年(八三二)	大雨大風が発生し、河内・摂津両国に洪水がおきて堤防が決壊した	三卷八三頁
13	嘉祥元年(八四八)	洪水により人も家畜も流された。河陽橋(山崎橋)も流され茨田堤は所々決壊した。故老の言に、大同元年(八〇六)の洪水を四、五尺上回ったという	三卷八五頁
14	貞観十二年(八七〇)	四人からなる検河内国水害堤使・十人からなる築河内国堤使が任命された。また僧侶らに堤防工事の様子を視察させた	三卷九一頁
15	貞観十三年(八七二)	河内国の昨年の水害干害により被災した農民等に、摂津国の正税五万束を与えた	三卷九二頁
16	貞観十七年(八七五)	河内国堤使長官が任命された	三卷九二頁

雑徭は弘仁十三年（八三二）七月に廃止され、公的労役に関しては正税稲から一人当たり一日一升（今の四合余り）の食料が支給されることになった（『類聚三代格』）。河内国では（4）（6）のように延暦三、四年にすでに食料が支給されており、その財源は正税稲であったと考えられる。河内国のように洪水に伴う修繕事業が頻繁に行われる地域では、食料の支給のない雑徭では、動員された人々の協力が得られなかったからであろう。正税からの食料支給は延暦初年をさらに遡る可能性がある。

築堤使の任命

（14）（16）の例のように貞観年間になると築河内国堤使が任命されている。堤防の修繕建設は国司郡司の任務であったのに、中央の役人が任命派遣されるようになったのは、地方官による雑徭徴発という形での堤防工事が不可能になってきていることを示している。（14）（16）の場合、中弁という中央政府の要職にあるものが築堤長官に就任しており、彼等は国家権力を背景として築堤工事を進めたのである。また、（14）の工事を僧侶らが視察したのは彼等が土木工事に詳しくあったからであろう。僧侶の中に建築・土木工事に優れた人がいたことは多くの事例がある。

さて河内国の解（申請書）が引用する天長三年（八二六）五月の太政官符（三卷九七頁）には、堤防を修理し水門を設置して土地が安定すると、権門勢家がその土地を独占しがちなので、獲得した土地の面積に応じて堤防の修理を義務付けようとする。この政策により、公費を使わず堤防の保全をなしえるというが、本来国家の仕事である堤防工事を権門勢家に委ねようとする政策で、治水治山の政策に大きな転換がおきているといえる。

第三章 平安時代の北河内地域

第一節 平安朝廷の成立

一 平安京遷都

長岡京洪水

延暦十一年（七九二）六月、雷鳴を伴う大雨が降り、溢れ出た水が長岡京の大内裏に侵入して式部省の南門を倒した（『日本紀略』）。八月にも大雨が降り洪水が起こった。長岡京の東辺（九三）正月、大納言藤原小黑麿らを葛野郡宇太村に派遣して都としての土地を視察させた。二月には遷都の意志を賀茂大神に報告しているので、前年の八月以降十二月までに遷都の意志が固まったものと見られる。三月に天皇は新都の地を視察し、五位以上の貴族と役所の主典（第四等官）以上に新都建設の援助をさせ、本格的な造都工事が始まった（以上『日本紀略』）。

平安京

延暦十三年（七九四）十月辛酉の日（二十二日）、天皇は新京に移り、ついで遷都の詔が発せられた。遷都の詔に「葛野の大宮の地は、山川も麗しく、四方の国の百姓の参り出来ることも便にして」とあるように、東は近江に、南は平城京に、西は山陰道に、西南は桂川から淀川に通じる便利さがあつた。十一月、山背国を山城国に改め、新京を平安京と名付けた（以上『日本紀略』）。

第三章 平安時代の北河内地域

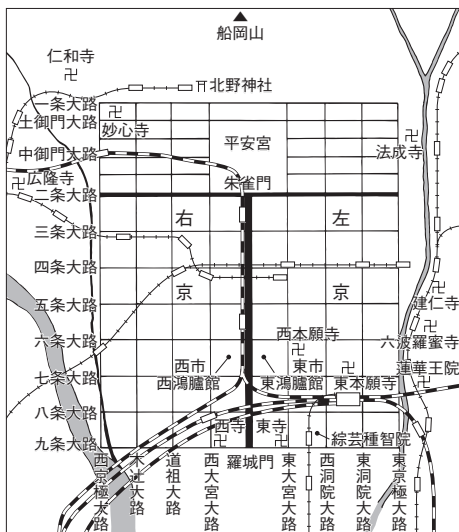


図16 平安京図

長岡京は十年という短命に終わったが、その原因として、桂川の洪水が大内裏に侵入して被害を与えるという地形の悪さをあげることができる。長岡京の造られた乙訓郡は本来弟国おとうくにといわれた土地で、大国と呼ばれた葛野郡と対比して従属的な土地と考えられていた。これに対し葛野新京の大内裏の大部分は洪積層台地に立地して洪水の被害から遠く、新京全体は北高南低の地勢で標高差三〇メートルのなだらかな傾斜地をなしていた。大国葛野郡の平安京の地勢は、明らかに弟国長岡京に比べ優れていたといえる（村尾次郎『桓武天皇』吉川弘文館 一九六三年）。

こうして弟国乙訓郡から大国葛野郡への遷都が実行されたのである。

二 『新撰姓氏録』に見える氏族

『新撰姓氏録』

『新撰姓氏録』（以下『姓氏録』）は、

平安京・五畿内に居住する古代氏族の出自と系譜を記した書で、嵯峨天皇の勅により編纂が始まり、弘仁五年（八一四）六月に一応の完成を見たが、更に源朝臣・良岑朝臣よしみねなどの新しい賜姓氏族を加え、最終的に弘仁六年（八一五）七月、中務卿萬多親王・右大臣藤原園人そのひとらによって上呈された。現存する『姓氏録』は原文を省略した本であるが、畿内の



写真 27 「片野連足嶋」の刻銘
備考：『和泉古瓦譜』増補版より転載

古代氏族に関する一級史料といえる。収録された氏族は
一一八二氏におよび、それらは皇別（天皇の後裔・三三五
氏）・神別（神々の後裔・四〇四氏）・諸蕃（渡来人の後裔・
三三六氏）の三種に大別され、さらになおいずれとも決
定できない未定雑姓（一一七氏）がある。

交野郡の氏族

交野忌寸は河内国を本拠とする諸蕃氏
族で、漢の人庄員の子孫という（三卷

七七頁）。庄員も一族の人名もほかの史料に見えない。

肩野連は平安右京を本拠とする神別氏族で、物部氏の先祖である神饒速日命の子孫という（三卷七六頁）。

もと交野郡を本拠とし、のち平安京に移住したのである。行基が建立した堺市大野寺の土塔出土の瓦に「片
野連足嶋」の署名があり、足嶋は行基の信者であった。

物部肩野連は平安左京を本拠とする神別氏族で、伊香我色乎命の後裔という。交野の地の物部を管理し
た氏族であろう。この他、他書に見える氏族として片野朝臣と無姓の肩野氏があった。

茨田郡の氏族

右京皇別下（三卷七四頁）・山城国皇別（三卷七五頁）に載る茨田連と、河内国皇別（三卷七
五頁）に載る茨田宿祢は同族である。いずれも多朝臣（太朝臣）と同祖で彦八井耳命の

子孫であり、その子野現宿祢が仁徳天皇のとき茨田堤を造成したという。『古事記』に日子八井命は、茨田連・
手嶋連（摂津国豊島郡を本拠とする）の先祖であるという（三卷二三頁）。『姓氏録』はこの命の後裔氏族と



写真 28 茨田親王塚蔵骨器（長榮寺）

して、豊島連・松津首（以上摂津）・下家連・江首・尾張部（以上河内）をあげている。なお『古事記』に記す茨田下連（三卷二三頁）は『姓氏録』に掲載されていない。茨田連の一部は天武天皇十三年十二月に宿祢姓を賜った。

茨田の氏名は河内国茨田郡茨田郷の地名に基づく。茨田郷の比定地について、十七世紀の『五畿内志』は茨田池が平池村にあるので平池村（本市平池・音羽・八坂・木田などの諸町）だという。一方で茨田廃寺が池田村（池田の諸町・長榮寺町など）にあり、「太子伝に載するところ即ち此なり」という。「太子伝」とは十世紀頃に成立した『聖徳太子伝暦』（著者不明、『平氏伝』とも）に見える茨田寺のことであろう。明治期の『大日本地名辞書』は「この郷詳ならず」という。『寝屋川市誌』（一九六六年）は長榮寺（長榮寺町）付近に奈良時代以前の古瓦を出土する高柳廃寺があったこと、長榮寺境内から昭和十四年、凝灰岩製骨蔵器が発掘されその地は「茨田親王塚」と伝承されていたことをあげ、高柳廃寺は『聖徳太子伝暦』にいう茨田寺であり、この土地は茨田郷に当ると結論した。この見解に従いたい。

この氏族に属する人として、元慶二年（八七八）五月、「反虜を討つ」ため出羽国権大目に任じられ赴任した右近衛将曹従七位下茨田連貞額がいる。近衛将曹は、禁中警護を任務とする軍事組織である近衛府の第四等の管理職で、定員は四人であった。茨田宿祢氏は十世紀以降

第一節 平安朝廷の成立

に多くの武官を輩出するようになる。

未定雑姓条に平安左京を本拠とする茨田真人^{まじと}があり、三〇代敏達天皇の孫の大倭王^{おおまた}の子孫という（三巻七九頁）。『古事記』敏達天皇段に大倭王は敏達天皇の子という。『日本書紀』は大派王とする。この他にも大倭王を名乗る王族は多いので、本条の大倭王と記・紀の大倭王を同一とすることはできないという（佐伯有清『新撰姓氏録の研究』考証篇六 吉川弘文館 一九八三年）。この一族の人名は他の史料に見えない。

『姓氏録』に見えない氏族に御井朝臣がある。弘仁三年六月に、左京の人従五位下秋篠朝臣上子ら三人は御井朝臣の氏名と姓を賜った（三巻七三頁）。秋篠朝臣の本姓は土師宿祢で、同族の菅原・大枝（大江）は地名に基づく改姓であったから、御井氏は茨田郡三井郷、本市三井の諸町あたりを本拠としていたことが考えられる。一族の人名は他の史料に見えない。



写真 29 秦河勝五輪塔（川勝町）

承平年間（九三一～八）成立の『和名類聚抄』に茨田郡幡^{はた}多郷^たがあり、この郷名は江戸時代に讃良郡の太秦村（本市太秦の諸町）・秦村（本市秦町）として残った。近世以前に郡域の変更があつて茨田郡から讃良郡へ所属替えになったのであろう。河内国諸蕃条に、秦の始皇帝の後裔という秦宿祢・秦忌寸・秦人^{はたひと}・秦公^{はたのみみ}・秦姓^{はたうじ}などの氏族が掲げられ、これらのうちのいくつかの氏族が幡多郷^{はた}に居住していたと考えられる。『寝屋川市誌』（一九六六年）は旧秦村の地域に秦氏の子孫と称する家系が三家あることを記

している（二九九頁）。貞享二年（一六八五）成立の『河内鑑』は、秦村に「太子の臣下秦ノ河勝此所に塚有。旧跡有」と記す。

讃良郡の氏族

佐良々連は河内国を本拠とする諸蕃系氏族で、百濟人の久米都彦の子孫という（三卷七八頁）。天武天皇十二年（六八三）十月、連姓を賜った沙羅羅馬飼造（『日本書紀』）は、

同族であろうか。

茨田勝は河内国を本拠とする諸蕃系氏族で、ウヂナは呉の国王孫皓（在位二六四～八〇）の子孫である意富加牟枳君が、仁徳天皇のとき茨田邑に居住地を賜ったことに因むという（三卷七八頁）。意富加牟枳君は他の史料に見えない。この氏族に属する人として、承和八年（八四二）八月に外従五位下を授かった河内国讃良郡大領従七位下茨田勝男泉がいる（三卷八四頁）。もとは茨田屯倉の経営に関係した氏族で、九世紀には讃良郡の郡領家に成長したものと想定される。

同名の氏族が山城国皇別条に見え、一二代景行天皇の皇子息長彦人大兄瑞城命の子孫という（三卷七五頁）が、もとは河内国の茨田勝と同じく諸蕃系でないかと疑われる。

氷連は河内国を本拠とする神別系氏族で、物部氏の先祖の饒速日命の子孫という。讃良郡には公設の室があつたので（後述）、その管理にあたつた氏族と考えられる。

以上のほか、姓を持たない茨田氏が河内国大県郡に居住していた。天平十七年（七四五）正月、無位の茨田宿祢弓束は外従五位下を授かり、同十九年六月、外従五位下茨田弓束と従八位上茨田牧野は共に宿祢姓を賜った（『続日本紀』）。したがって十七年次に宿祢とあるのは追記で、弓束はもと姓を持たない茨田氏であつた。

天平勝宝元年（七四九）十月、孝謙天皇は河内国の知識寺に行幸し、弓束女の宅を行宮あんこうにしている。行宮とされた弓束女の邸宅は知識寺の近くにあり、知識寺の遺跡の残る大県郡であったと考えられる。

知識寺の遺跡は、柏原市太平寺二丁目の太平廃寺跡がそれと考えられる（『柏原市史』第二巻 一九七三年）。この土地は旧大和川と石川の合流点の東側にあたり、合流点付近はしばしば洪水の被害を受けた所であるから、この茨田氏は茨田こつもこ杉子以来の築堤技術をもつてこの土地に移住したことが想定される。しかし皇別系の茨田連か諸蕃系の茨田勝につながるのか不明である。

三 摂政・関白政治の展開

藤原冬嗣・良 奈良時代の藤原氏は数代にわたり天皇家と婚姻関係を持ち、他の氏族に比べて有力な地位房流の躍進 を築いたが、平安時代に入ると、律令官人として有能な藤原冬嗣・良房親子の出現によつ

て新たな局面が展開するようになった。

五二代嵯峨天皇の信任を得た冬嗣は、新設された藏人所の頭とう（長官）に就任し、弘仁元年（八一〇）藤原葉子・仲成兄弟が平城上皇の復権を図った乱（葉子の變）の鎮圧に努め、娘の順子を嵯峨皇子正良親王まさら（後の仁明天皇）の妃とし外戚政策を進め、左右大臣を歴任した。

良房と摂政

冬嗣の子良房は嵯峨上皇の亡くなった承和九年（八四二）、伴健岑・橘逸勢はやなりらが故淳和天皇の皇子で皇太子であった恒貞親王つねさだを擁して謀反を企てた（承和の變）とし、健岑・逸勢らを罰し恒貞皇太子を廃し、仁明天皇と藤原順子の子である道康親王（後の文徳天皇）を皇太子に立てた。良房

は娘の明子^{あきけいこ}を道康親王の妃とし親王が即位して文徳天皇になると、間に生まれた惟仁親王^{これひと}を皇太子に立て、太政大臣として天皇の師範としての地位についた。文徳天皇が亡くなると九歳の惟仁親王を即位させ清和天皇（五六代）とした。良房は幼少天皇の外祖父として、政治を総攬し実質的に摂政の役割を果たすようになった。

貞観八年（八六六）朝堂院の正門である応天門が火事で焼失し、人々に衝撃をあたえたが、後日火災は大納言伴善男^{とものお}の放火とする告発があり、伴善男と連座した紀夏井^{きのなつ}らは流罪にされ（応天門の変）、名門の相伴・紀の二氏の没落が決定的になった。

良房はこの事件のあと正式に摂政となり（八六六年）、その政治的立場は養子の基経^{もとつね}に引き継がれた。基経の妹孝子は清和天皇の妃となり、貞明親王^{さだあきら}を生み、親王は九歳で即位し陽成天皇になった。

基経と関白

基経は天皇の後見人として陽成・光孝両天皇の政治を総攬し、ついで宇多天皇即位の仁和三年（八八七）関白に任じ、その子忠平は朱雀天皇のとき摂政・関白に任じられた。関白は政治上の巨細に関与する重職で摂政に類似し、幼少天皇を後見する摂政と異なり成人の天皇のもとで政務を総攬した。

摂政・関白は地位も職掌も固定したものではなく、この後、十世紀前半の醍醐・村上天皇の時期には置かれなかった。冷泉天皇^{れいぜい}（在位九六七〜九）の時、忠平の子の実頼が関白・摂政に任じ、これ

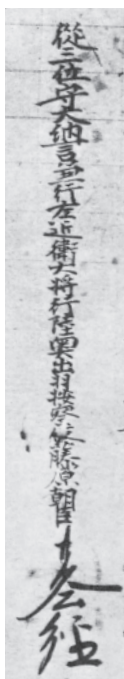


写真30 署名 基経
備考：『古文書時代鑑』より転載
原本 仁和寺藏

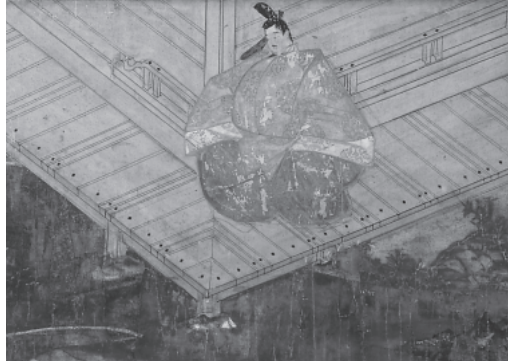


写真 31 藤原道長像(『紫式部日記絵詞』)
(財藤田美術館蔵 国宝)

第二節 律令制の変質

一 讃良郡・交野郡の水室

削り氷

清少納言(十世紀後半～十一世紀初頭頃)は著作『枕草子』において、上品なものとして「削り氷にあまづら入れて、あたらしき金鏡かなまろに入れたる」を挙げている。新しい金属碗に削り氷を入れ、

以後忠平の子孫が摂政・関白に任じられることが常例となり、いわゆる摂関政治の時代になった。忠平の子孫は摂関家と呼ばれ、道長(九六六～一〇二七)・頼通(九九二～一〇七四)の時に全盛期を迎えた。摂政・関白は政治上の権限だけでなく天皇の權威をも自己のものとして国政を処断したから、その権限權威は絶大であった。摂政・関白になるには天皇の外戚になることが必要であった。後三条天皇(在位一〇六八～七二)は摂関家を外戚としない天皇であったから、摂関家にはばかることなく国政の改革に取り組んだ。その子白河天皇(在位一〇七二～八六)は讓位して上皇となり院いんのちやう庁を開き、天皇を後見しながら政治の実権を握る院政を行うようになった(一〇八六年)。院政は形式的には光格上皇の天保十一年(一八四〇)まで続いた。

第三章 平安時代の北河内地域



写真 32 正倉院の金鉢（佐波理加盤）

備考：平成 14 年『正倉院展』図録より転載

アマチャヅルから取った甘味料をかけた食べ物に上品だという。この削り氷は、宮内省主水司が天皇皇族に供するために貢進した氷の下されものである。清少納言は一条天皇の皇后定子に仕えていたから、皇后からの賜りものであったろう。

毎年四月一日、主水司がその年の夏に用いられる氷を貢進する始貢氷（始めて氷を貢る）の儀式が行われていた（『西宮記』）。この儀式に先立ち、正月一日には氷様奏が行われた（『内裏式』）。これは元日の朝賀の後、宮内省主水司が氷の多少と厚さを氷室（ひむろ）ことに記録して奏上することで、氷の多く厚いのは聖代豊年の兆候・氷の少ないのは凶年の兆候とされた。

氷室

氷は氷室に貯蔵され、四月一日から九月三十日まで貢進された。

氷室は『延喜式』によると、山城国に六カ所、大和国に一カ所、河内国讃良郡讃良に一カ所、近江国に一カ所、丹波国に一カ所あった（三卷一四五頁）。氷の貯蔵室は計二一室に及び、そのうち讃良では二室を占めていた。氷を製造する池は全部で五四〇カ所あり、そのうち讃良では五八カ所を占めていた。また上記の土地には氷池風神一所が祭られ、氷が薄い暖冬には祭りを行い、例年並みの寒さの時は祭りをしない規定であった（三卷一四六頁）。

氷の貢納

皇室への氷貢進の歴史は古い。『日本書紀』仁徳天皇六十二年条に、大和国鬬鷄（奈良市）の氷室の記事がある。氷室の

様子は、「土を掘ること丈余。草を以つてその上に蓋く。敦く茅荻を敷き、氷を取りてその上に置く。既に夏月を経るにきえず。その用うこと、即ち熱き月に当りて、水・酒に漬して用う」とある。これ以後、師走に氷を取り、春分に氷を貢進することになったという。十世紀の『西宮記』に、「仁徳天皇甲戌、始めて氷を蔵む〔御氷の始めなり〕」とある。甲戌年は六十二年のことで、皇室用の氷室の歴史が仁徳朝にまで遡るものか明言はできないが、都祁の氷室が大化前代に遡り、主水司の氷部として奉仕した鴨氏は上賀茂神社付近に散在する氷室の管理に当たっていた形跡があるから、大化前代に遡ることは確実である（井上光貞「カモ県主の研究」『日本古代国家の研究』岩波書店 一九六五年・福尾猛市郎「主水司所管の氷室について」『日本歴史』第一七八号 一九六三年）。

また、親王と三位以上の者が没した際、暑中であれば氷を与える規定（養老喪葬令親王条）があった。『古事記』『日本書紀』に、天皇皇族が亡くなると遺体を殯宮に長期間安置していた記事が多く見られ、遺体保存には氷が必要であった。

『姓氏録』河内国神別条に見える物部系の氷連は、讃良郡の氷室と池などを管理した氏族であったと見られる。平城宮出土の木簡に、養老の年号と「更浦氷所」と記されていたから、讃良の氷室は奈良時代前期には確実に成立していた。この讃良郡の氷室はどこにあったのだろうか。

讃良郡の氷室

享保十九年（一七三四）成立の『五畿内志』讃良郡条に、氷室址は「瀧邑の上方にあり、今室池と称す。邑は甲可南村に属す」という。享和元年（一八〇二）成立の『河内名所図会』に、「氷室の址〔甲可南の属村滝村にあり。今、室池という。〕」とある。大正十一年（一九二二）の『大阪府全志』

『紀略』は郡名を記さないので、交野郡に限定する『五畿内志』の考え方にやや疑問が残る。このうち杉・尊延寺の二村は明治二十二年に交野郡氷室村になり、現在の枚方市東端に大字として残っているものの、氷室の遺跡は早くから不明確になったという（『枚方市史』第二巻 一九七二年 二四九～五六頁）。なお傍示村は交野市傍示に名を残している。



写真 33 室池（四條畷市）
（四條畷市立歴史民俗資料館提供）

は北河内郡甲可村大字南野の項において、「室山は其の谷間に室池あり。（中略）室池は山中に於ける幽澗の口を塞ぎて池塘を為せるものにして、之に中池・砂溜池の二池付属し、其の東の谷に新室池あり。」とする。室池は現在の四條畷市南野・逢坂地区にあり、標高二七〇～二八〇メートルの山間にある池で、中世後期まで禁裏に氷を貢納していたという（前掲『大阪府の地名』Ⅱ 九二五～六頁）。

交野郡の氷室

天長八年（八三二）八月、供御（天皇皇族の飲食物）が欠乏したため山城国・河内国に各々氷室三室を増設した（『日本紀略』）。このうち河内の氷室の設置場所について『五畿内志』交野郡条は、「氷室（傍示・杉・尊延寺の三村ともにあり）」とし、天長八年の記事を引用して「即ちこれなり」という。『日本

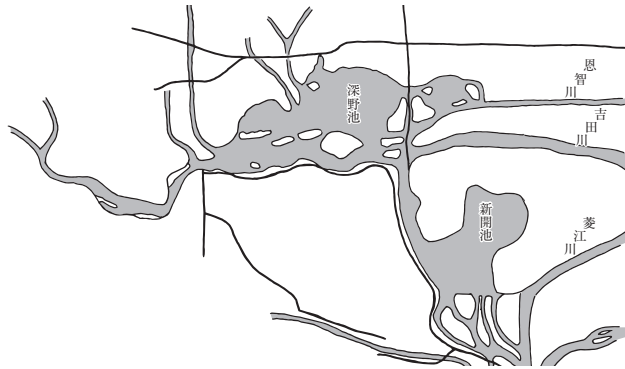


図 17 深野池と新開池

備考：元禄 5 年（1692）の河内国図の一部をトレースしたもの
宝永元年（1704）の大和川付替以前の状況が窺われる。
原図 大阪府立中之島図書館蔵

二 茨田郡の江と江人

河内江（河内湖・河内潟）

河内地域は洪水の被害の多い土地であり、それは大和国から流れ下る大和川と南河内から北上する石川が柏原市安堂のあたりで合流し、北上して中河内で分流し淀川に流れ込んでいたからであり、中河内・北河内地域には江と称される低湿地がいたる所に見られた。それら低湿地は河川の運ぶ土砂の堆積作用により次第に陸地化したが、なお十八世紀初めに干拓されるまで深野池・新開池として残った。深野池は本市南端の河北の諸町から大東市の深野南町に及ぶ広大な面積を占め、深さは三〇五尺であったという。元禄二年（一六八九）当地を見聞した貝原益軒は、「池の広さ南北二里、東西一里。所により半里」とし、池には鯉・鮒・鯰・蓮・葦が多く、七、八〇戸の漁民がそれらを採り生活していると述べている（『南遊紀行』）。この河内江には、天皇皇族の飲食物である供御（くぐり）を供給する供御江が設けられていた。

供御江

天長八年（八三一）五月、「河内国の供御、堤外の赤江・堤内の赤江の二処を停止し、竹門江・賀沼・絶間江・大治江の三処を定」（三卷一八〇頁）めた。天皇皇族に供する食物の貢進地として、二

処が廃止され三処が設定された。赤江について『五畿内志』茨田郡条は、「赤井〔井は旧江に作る〕とする。現在の大東市赤井の地にあたる。』ついで『五畿内志』は、土居村を「旧名竹門江」、太間村を「太、旧は絶に作る」、大枝村を「旧、大治江に作る」とする。それぞれ現在の守口市土居町、寝屋川市太間町、守口市大枝の諸町にあたる。原文の「絶間江」は、写本によっては「絶間江」とあり、「賀沼」は地名として不明なものの、「絶間江」を「絶間江」に復元することができる。絶間は近世の茨田郡太間村、現在の寝屋川市太間の諸町に当たる。現在の太間町には古川が流れ、この川が古代において淀川の有力な分流であったことが是認されおり、その土地は「江」と呼ぶに相応しい水を湛えた場所であった。これらの江は、延喜式では内膳司に管轄される河内国江厨えのくやに含まれ、雑魚鮓あじおと味塩魚の貢進を行った（三卷一四三頁）。

江人・江長

江には江人えひとと彼らを統率する江長えのちやうがいて、大化改新以前から漁業に従事して朝廷に進上する魚介類の管理に当たっていた。河内国の江首えのくびとは江長を務める氏族であったと考えられる（三卷一四四頁）。律令時代になると、宮内省大膳職が雑供戸ぞうぐこ（贅戸えいこ）としての鵜飼・江人えひと・網引あづきらを管理したが、大宝令の施行細則である別記によると、鵜飼三七戸・江人八七戸・網引百五〇戸は品部しなべとして調・雑徭を免除された（三卷一四三頁）。品部は各官司に配属され、奢侈品の製造や特殊な技能の伝習に当たる人々で、官司の工房での労役や貢納の代償として租税の一部や全部が免除された。身分的には良民に属していた。延暦十七年（七九八）六月、網引長一人・江長一人は大膳職から内膳司に管理替えになり当然に網引・江人も内膳司の管理下に入った（三卷一四四頁）。品部の解放は養老五年（七二二）・天平宝字三年（七五九）に行われ、仁和元年（八八五）九月には、山城・河内・和泉・摂津の江長と贅戸（江人）が廃止され、代わりに一般公

第二節 律令制の変質

表7 畿内諸国の貢納する日次の贅^{にえ}

国名	割当日	割当食材
山城国	1, 7, 13, 19, 25	雉 ^{きじ} ・鳩 ^{うずら} ・鶉 ^{うずら} ・鴨 ^鴨 ・小鳥 ^{小鳥} ・鯉 ^鯉 ・鮒 ^{えび} ・鰯 ^{えび}
大和国	2, 8, 14, 20, 26	雉 ^{きじ} ・鳩 ^{うずら} ・鶉 ^{うずら} ・鴨 ^鴨 ・鮎 ^鮎
河内国	3, 9, 15, 21, 27	雉 ^{きじ} ・鳩 ^{うずら} ・鶉 ^{うずら} ・鴨 ^鴨 ・高戸 ^{たかべ} ・小鳥 ^{小鳥} ・卵 ^卵 子 ^子 ・鯉 ^鯉 ・鮒 ^{えび} ・鱸 ^{すずき}
和泉国	4, 10, 16, 22, 28	鯛 ^鯛 ・鰯 ^{せい} ・世比 ^{かきめ} ・擁剣 ^い ・烏賊 ^{いか} ・蛤 ^蛤
摂津国	5, 11, 17, 23, 29	貝 ^貝 ・蛸 ^{たこ} ・擁剣 ^{擁剣} ・烏賊 ^{烏賊} ・鯉 ^鯉 ・卵 ^卵 子 ^子 ・鮒 ^{えび} ・鱸 ^{すずき} ・干鯛 ^{干鯛} ・鰯 ^鰯 ・世比 ^{世比} ・鰻 ^鰻 ・蛤 ^蛤
近江国	6, 12, 18, 24, 30	雉 ^{きじ} ・鳩 ^{うずら} ・鶉 ^{うずら} ・鴨 ^鴨 ・高戸 ^{高戸} ・小鳥 ^{小鳥} ・鯉 ^鯉 ・鮒 ^{えび} ・阿米 ^{阿米} ・鮒 ^鮒 ・鰻 ^鰻 （元日料）鹿穴 ^{鹿穴} 4枚・猪穴 ^{猪穴} 4枚

備考：第3巻117頁より作成

民である徭丁^{ようてい}四〇人が、江人の労役を代替することになった（三巻一〇八頁）。『延喜式』内膳司式で河内国の江の徭丁^{ようてい}四〇人という数値はそのまま引き継がれている（三巻一四二頁）。

大江御厨

応保元年（一一六一）九月、河内国大江御厨は七カ条からなる訴状を中央に提出し、その中に「国中の池・河・津など延喜五年（九〇五）の牒に任せ御厨領たるべきこと」があり、このことは認められ、藏人所の牒が出された（『山槐記』）。大江御厨は、延喜五年の段階で河内国内の池・河・津などの支配権を一旦は認められたものの、その後情勢が変化してこの特権が認められなくなったので、応保元年の訴訟になったのであろう。これによれば竹門江・絶間江なども大江御厨の支配下にあつたことが分かる。

河内国の贅と菓子
延喜十一年（九一一）十二月、太政官は五畿内と近江国について、納入すべき日次^{ひなみ}（毎日）の贅（朝廷へ貢納する

食用品）の品目を定め官符を下した（三巻一一七頁）。河内国は毎月の三日・九日・十五日・二十一日・二十七日の食材として、雉^{きじ}・鳩^{うずら}・鶉^{うずら}・鴨^鴨・高戸^{たかべ}（小鴨）・小鳥^{小鳥}・卵^卵子^子・鯉^鯉・鮒^{えび}・鱸^{すずき}の一〇品を内膳司に貢進するように定められた。このうち鯉・鮒・鱸は淡水で捕れる魚で、茨田の江人はこうした魚類を捕獲し、鮮魚または加工して納入してい

第三章 平安時代の北河内地域

表 8 畿内諸国の例貢御贄

品目	山城国	大和国	河内国	摂津国	和泉国
ひらぐり 平栗子	○				
ひお 氷魚	○				
鱸魚	○				
ほしかめ 干鰯		○			
はしばみ 榛子		○			
いたび 木蓮子			○		
皮蘭				○	
かさめ 擁剣				○	
鯛					○
鯨					○

備考：第3巻 134 頁より作成

表 9 畿内諸国の貢納する菓子

種類・単位	山城国	大和国	河内国	摂津国	和泉国
むべ 郁子・担	○・4				
あけび 荀子・担	○・1	○・1	○・1	○・2	
くさいちこ 覆盆子・捧	○・1		○・1	○・4	
やまもも 楊梅子・担	○・3	○・2	○・1	○・4	○・1
平栗子・石	○・10				
はしばみ 榛子		○			
しいのみ 椎子・担			○・1		
たちばなのみ 花橘子・担			○・1	○・2	
蓮根・節			○・560		
木蓮子			○		

備考：第3巻 134～5 頁より作成

表 10 河内国の貢納する蓮の葉

種類	数量	種類	数量	種類	数量	納入期間
稚葉	75 枚	波斐	4 把半			5 月中旬～6 月中旬
壮葉	75 枚	蓮子	20 房	稚藕	15 条	6 月下旬～7 月下旬
黄葉	75 枚	蓮子	20 房	稚藕	15 条	8 月上旬～9 月下旬

備考：『延喜式』内膳司式荷葉条より作成

代人の食卓から遠くなっている。

河内国の納入する菓子は、荀子・覆盆子・楊梅子・椎子・花橘子などで、蓮根以外は現代人の食卓から遠くなっている。

次に『延喜式』大膳職条に見える諸国貢進の菓子果物を畿内諸国について表にすると表9のようになる。

この他、『延喜式』には宮内省条に諸国例貢御贄（三巻一三四頁）があり、畿内五カ国を比べると表8のようになる。

たように推察される。この官符の記す品目は、天皇皇族の食膳の内容を伺うことのできる資料なので六カ国について表7にまとめた。

蓮根は大江御厨の管理する池沼で採取され、蓮の葉を含めさまざまな用途に使用された。内膳司条に、河内国は蓮の葉を隔日に進納することになっていた。稚葉わかばは刻んで飯に入れ、牡葉さかりはと黄葉は飯を盛る器とし、波斐は茎の下に生える蓮根、蓮子は蓮の実、稚藕は若い蓮根を意味し、河内国が「難波の入江の退いた跡で、池や沼の多かった事実を証明する史料」という（瀧川政次郎「河内の荷葉」『続日本紀研究』第四巻第四号一九五七年）。

三 茨田郡の蔣・菅・莞

茨田郡の蔣 『延喜式』によると茨田郡には宮内省掃部寮かにもりのつかさが管理する蔣こも（薦・菰）沼一〇町があり、（薦・菰）沼 蔣こも・菅すげ・莞がま（蒲）を栽培していた（三卷一三七頁）。掃部寮は朝廷の諸行事の設営と清掃を司り、行事ごとに大量の蔣むしろ（筵）やすだれ・敷物を消費したから、こうした植物原材料を調達する基地が必要であった。この役所は弘仁十一年（八二〇）閏正月に大蔵省の掃部司と宮内省の内掃部司うしろのかにもりのつかさが合併したもので（『類聚三代格』）、両司の職務を引き継いでいる。大蔵省掃部司の正かみ（長官）の任務は、薦こも（マコモ製の敷物）・蔣むしろ・菅すこ・莞とま（竹製）・苦く（菅や茅製の屋根材）、および鋪設さいせう（設営）、洒掃さいそう（水で洗い掃く）、蒲がま（葉で蓆を織る）・蔣い（蔣草の蓆）・菅むしろ・莞あし（茎で蓆を造る）・簾すだれ（竹製）などの事と規定され（三卷三六頁）、宮内省内掃部司の正かみ（長官）の任務は「供御の蔣とこ・狭畳（畳に同じ）・蔣むしろ・菅こも・莞すこ・簾すだれ（竹製）・苦とま・鋪設、および蒲がま・蔣い・菅あしなどの事」とあつてほぼ同じである。

第三章 平安時代の北河内地域

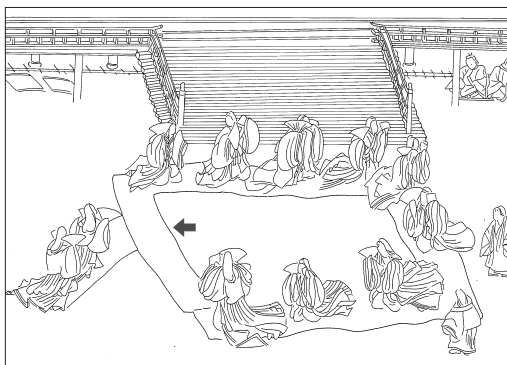


図 18 紫宸殿前の女踏歌の庭道『年中行事絵巻』
(京都大学文学研究科図書館蔵) より作図

茨田の葦原

これらの原材料について大宝令の附則である「別記」は、「茨田の葦原などの地、即ち駆使丁をもって作り殖しむ。また大蔵の調・薦・席など、充て造り備えしむなり」といい、大宝令の注釈書である「古記」も同意見である。「別記」「古記」のいう「茨田の葦原」は、『延喜式』のいう茨田郡の「蔣沼一百九十町」と重なっており、この「蔣沼一百九十町」は大化前代に遡る茨田屯倉につながることは間違いないであろう。薦や席などの植物原料は権門勢家・寺社も必要としており、神護景雲二年（七六八）の『西大寺資財流記帳』に「庄家ならびに葦原（内印あり）、河内国更占郡にあり」と記され、内印（天皇御璽）の押印された文書に讃良郡の葦原・庄・家の施入のことが記されていた（三卷三六頁）。茨田郡南部から讃良郡・若江郡・河内郡にかけてかつて広大な湖沼が存在し、大江御厨と称する司が供御の魚類を貢進していたことは先に述べたが、広大な湖沼は蔣・菅・莞（蒲）などが自生していたから、魚類や植物原料を必要とする権門勢家・寺社はこれを獲得するために基地・荘園を必要としたのである。

蔣・菅・莞

これら植物の簡単な解説を付けておく。蔣（薦・弧）はイネ科の草でマコモともいい、これを編んでむしろ・たたみ（敷物）・すだれなどを製造した。荒く編んだ席である薦は、殿上の床に敷かれ、正月の大饗（平安時代の公家の行った大

な饗宴けいあんの時は机や食盤の下に、天皇の渡御の時や神祇の遷座の際はマコモの葉を編んだ葉薦を用い、下に布単ふたんとよぶ白布を敷き加えた。また神前の御幣・神饌しんけんを盛る案つくえの下にも用いられた。清浄を尊び一度限りで廃棄するのが本来であつたから、宮中での必要量はきわめて多かった。

菅はカヤツリグサ科の草で日本に種類が多く、カサスケの葉で菅笠を作り、カンスゲで蓑みのを作り、シオクグその他で縄を作る。莞わん（蒲）はガマ科の大形の多年草で、葉を刈つて蓆に編み夏用に使い、花穂は摘んで布団の芯にいれる。いずれも利用価値の高い植物であつた。

四 延喜式内社の成立

神名帳と式内社

醍醐天皇の命を奉じ藤原時平らが編集した古代法典である『延喜式』五十巻は、延長五年（九二七）に完成した。この内の巻九・十には公的待遇と保護を受ける全国の神社の名・神名が記され、後には神名帳じんみょうちようと尊称されるようになり、神社は式内社しきないしゃとよばれる社格を誇るようになった。式内社は、二月四日に神祇官で行われる五穀豊穡と皇室国土の安泰を神々に祈る祈年祭としごひの時、朝廷から幣帛へいはくを捧げられる資格を持つ神社のことで、国家の保護を受ける官社であつた。全国の主要な神社に幣帛を捧げる官社制度は、七世紀後半から始まり、八世紀初めに整備されたと考えられる。官社制度は、地方の人々に影響力を持つ神々神社を天皇朝廷が掌握し、人民支配に利用する目的をもつていたと理解される。

大社・小社

神名帳に記される祭神は全国で三一二座（座は神名の単位・一社で二座以上を祭る社もある）、神社の数は二八六一所で、大社と小社の別があり、大社は三五三所（四九二座）・小社は二五



写真 34 高宮神社（高宮二丁目）

○八所（二六四〇座）であった。大社のうち一九八所（三〇四座）は、祈年祭のほか六月・十二月の月次祭と十一月の新嘗祭（にいなめ）にあたり、神祇官が幣帛（官幣）を捧げる官幣大社であり、一五五所（二八八座）は国司が幣帛（国幣）を捧げる国幣大社であった。小社二五〇八所（二六四〇座）のうち、官幣小社が三七五所（四三三座）、国幣小社が二二三所（二二〇七座）であった（三卷一二二頁）。河内国讃良郡の官社六所六座のうち、本市域に現存するのは高宮神社（大社）と高宮大社祖神社（小社、現在「大社御祖神社」と表記される）の二カ所で、他の小社である須波摩神社は大東市中垣内二丁目に、御机神社は四條畷市南野六丁目に、津梓神社（今は

忍（しの）陵神社に改称）は同市岡山二丁目に、国中神社は同市清滝中町に現

存する。茨田郡の小社五所五座のうち本市域に現存するのは細屋神社のみで、堤根神社は門真市宮野町に、津嶋部神社は守口市金田町六丁目に、高瀬神社は同市馬場町一丁目に、意賀美神社は枚方市枚方上之町に現存する。交野郡の小社である片野神社（今は片埜神社）は枚方市牧野阪二丁目にあり、久須須美神社は明治四十二年片埜神社に合祀されている（三卷一二五頁）。

高宮神社

讃良郡における唯一の官幣大社であった。本市高宮にあり、高宮郷（『和名類聚抄』）の名に基づく社名と考えられる。貞

観元年（八五九）正月に従五位下から従五位上に昇階した（三卷八八頁）。神護景雲四年（七七〇）、高宮神に神封一戸が河内国に宛られているの



写真 35 大杜御祖神社（高宮二丁目）

で（三卷六二頁）、奈良時代中期には確実に存在した。神封は神社に充てられた人民の戸で神戸かんべともいい、神戸の出す租・庸・調は神社の造宮や幣帛・神饌などの供神の料に充てられ、その事務は国司がつかさどった。十八世紀に伊勢外宮の神官度会延経わたらいのふつねが著した『神名帳考証』は、『先代旧事本紀』に天神万魂命よろずたまのみことの子の天剛川命あまのこわかのみことが高宮神主らの祖先であると記す（三卷一一三頁）から、万魂命を祭神とする。しかし高宮大杜祖神社のことを考えれば、祭神は天剛川命とするのがよいだろう。ただし、『先代旧事本紀』は聖徳太子・蘇我馬子らの撰によるとする、九世紀中頃に成立した偽書である。ここに見える高宮神主は讃良郡高宮神社・

高宮郷を本拠とする豪族であろうが、一族の名は史料上にみえず、天剛川命の名もほかの史料に見えないので、確定的なことは言えない。

もと若宮神社と称した（『市誌』一九五六年 七二三頁）のは高宮、大杜祖神社と本社（もと）の祭神が親子関係にあるという認識に基づくのであろう。夏祭りは七月十五日、秋祭りは十月十七日という（『大阪府全志』卷之

四 一九二三年）。

高宮大杜祖神社 讃良郡における官幣小社で、現在はおおもりみおや大杜御祖神社という。本市高宮の字大將軍に所在し、『延喜式』の古写本では「高

宮太神祖神社」「高宮太杜祖神社」とあって一定しない。十八世紀の『五畿内志』は「高宮大杜祖神社」とし、明治六年（一八七三）頃の文書（前掲『市誌』七二五頁）で「大杜御祖神社」と表記される。



写真 36 細屋神社遠景（太秦桜が丘）

昭和二十八年（一九五三）の大阪府教育委員会の発掘調査で、現在の社殿は白鳳時代（七世紀後半）創建の高宮廃寺跡に建てられていることが明らかになった。さらに昭和五十四年の寝屋川市教育委員会の発掘調査で、寺は奈良時代末か平安時代初めに廃絶し、鎌倉・室町時代に講堂跡を使い神宮寺が建てられたことが判明した（寝屋川市教育委員会『高宮廃寺発掘調査概要』一九八四年）。この神宮寺を継承したのは近世の玉松寺で、明治維新まで存続したという（前掲『市誌』七二五頁）。祭神は天万魂命で、夏祭りは七月十五日、秋祭りは十月十七日という（前掲『大阪府全志』巻之四）。

細屋神社

茨田郡における官幣小社で、本市秦の神楽田とよぶ稲田の中にある。享和元年（一八〇一）成立の『河内名所図会』^{うぶすな}には、讃良郡細屋神社について、今は天神と称し土地の生土神であること、側に神宮寺があることなどを記す。井上正雄の『大阪府全志』は、旧門真三番村の北方に細屋と呼ぶ土地があつて旧鎮座地とする伝承があると紹介し、現在の鎮座地で細屋神社は産土神の扱いをされていないのでこの伝承は当たっているのではないかという。現在の鎮座地は近世には讃良郡に属していたのでこういう推察も成り立つ。或いは鎮座地は元のままで茨田郡から讃良郡への郡域変更があつた可能性もある。祭神と奉斎氏族については不明である。夏祭りは七月十五日、秋祭りは十月十七日という（前掲『大阪府全志』巻之四）。

五 点野地区と鳥養牧

点野の意味

点野しめのとはどのような意味であろうか。辞典には「しめの（標野）、皇室などの所有する原野で、獵場などにされ、一般の人の入ることを禁じた所。禁野。」とある（『広辞苑』）。本市点野地区には十二世紀中頃、摂関家領の点野荘が成立していたが、シメノの意味が辞典のようであると、摂関家領莊園になる以前に禁野・御料地としての歴史を負って成立した地名のように考えられる。このように考えた場合、視野に入ってくるのは点野地区の対岸に存在した摂津国鳥養牧であり、宇多上皇が遊幸した鳥養院（『大和物語』）である。牧場と院は重なっていた。

鳥養牧

延喜式によると鳥養牧は、摂津国の豊嶋牧てしま・為奈野牧いなと共に兵部省の右馬寮の管理下にあった（三卷一四九頁）。鳥養牧がいつ成立したのか明証はないが、延喜式以前の九世紀まで遡ることは確実である。その範囲は、安威川と淀川に挟まれた現在の鳥飼全地域にわたっていたという（『摂津市史』一九七七年）から、東西約四・五㌔南北約一・五㌔にわたる広大な牧場であった。この牧場の南端が淀川左岸の点野地区であったと考えられる。

その理由は、長寛元年（一一六三）九月の前の摂政関白藤原忠通家の家政所である政所まんじころの下文案くだしがみあん（控え）に、「摂津国点野御□□」とあり（三卷二二二頁）、この地が十二世紀には河内国でなく摂津国に所属していたことを示しているからである。この地域が摂津国に所属したのは点野荘が成立する以前、鳥養牧が成立した以後のことであろう。弘安八年（一二八五）十一月の某申状によると、点野荘の西境は淀川であるのに、郷

五百間なり」(『大阪府全志』巻之三)とあり、その後の淀川改良工事で河底になったらしい。

十二世紀にも馬島のような中洲が複数あり、摂津国嶋下郡鳥養牧は牧領の中洲を経て対岸の点野地区までを領域としていたことが窺われる。またいっぽう点野地区が摂津国とみなされる状況として、洪水による河川路の変動も無視しえないであろう(中野祥利「寝屋川市をめぐる中世莊園」『市史紀要』第九号 寝屋川市教育委員会 二〇〇二年)。点野地区が摂津国・鳥養牧に入った時期は、長寛元年(一一六三)九月以前、十一世紀末で遡るものと推察される。

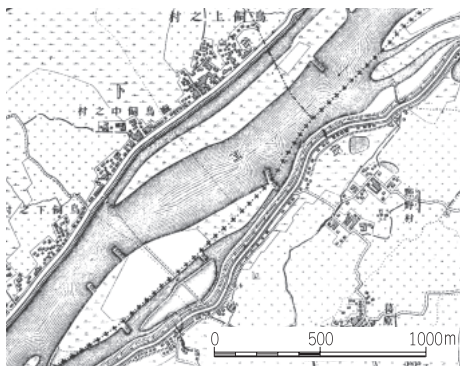


図19 点野付近の中洲(明治19年測量32年修正1:2万仮製地形図「星田村」)

民らはそれを認めていないと非難している(三巻四三七～八頁)。これによると十三世紀の点野地区の人々は、西の境界は淀川ではなく中洲までを境界内と考えていたことが窺われる。明治期の仮製地形図を見ると点野村の前に複数の中洲がある(図19)。このうちの先の某申状にも見える馬島は、元禄十四年(二七〇二)成立の『摂陽群談』に、「馬島 島下郡鳥飼村にあり。歌名所。鳥飼の御牧とするの旧地也」(巻五、島の部)という。文久元年(二八六二)の『淀川両岸一覽』は「長さ一里ばかり。いにしへより洪水にても崩流せず。往古御牧の古跡なり」(下り船之部)という。馬島は一九二二年の段階でも「一砂州を為せる所あり、名を馬島と呼び、幅七十間・長さ

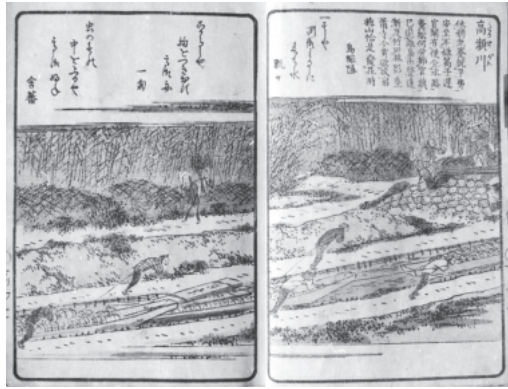


写真 37 船の牽引（『淀川兩岸一覽』）

茨田郡の牧

昌泰元年（八九八）十一月の太政官符は、河内・摂

津両国にある諸牧の牧子らが往復する船の通行を

妨害することを禁じ、「公私の牧野、多く河内国交野・茨田・讃良・

淡河・若江、摂津国嶋上・嶋下・西成等の河畔の地に在り」と記し

ている（三卷一二頁）。淀川と大和川の沿岸に多くの公私の牧野が

あり、茨田郡にも牧野があるという。往時の茨田郡、現在の寝屋川

市・守口市・門真市などに当時の牧野があったとの形跡はなく、た

だ点野地区だけがこれに該当するので、摂津国嶋下郡鳥養牧の領域

は河内国茨田郡点野地区にまで及んでいた可能性は高いと考える。

さて官符は前文に続き、次のように述べる。諸国から来て物資を

運送する人々は（大和川・淀川の）川岸で船舶を牽引し廻行しようと

する。その際、牧子らは川岸が牧の領域であるとし、往來の船舶になんくせを付けて貨物を略奪しようとする。そこで太政官は次のように命じる。河内・摂津の国司は、牧子らが川岸から五丈（二五メートル）以内

では妨害させないようにし、今後も乱暴すれば強盜罪で処分し、国司が暴行を許容した際は国司も処分する。

右の勅令を両国はよく理解し周知させよ、と。

公私の牧野とは鳥養牧のような公的牧と有力貴族の私的牧を意味している。牧子らは公私の權威を笠にき、川岸・河川を牧の領域内であると主張し、往來する船舶旅人から通行税に当たるようなものを強引に徴

収めていたことが窺われる。太政官はこれに対し、水際から五丈以内の土地は公有地であり、通行自由の土地であることを認めている。土地に関する権利意識が右のような次第であるから、点野地区がいったん鳥養牧の領域に入るや、その地は諸人不入の土地であるとし、点野の地名が成立したのではないかと考えるのである。

六 高柳遺跡と神田東後遺跡

高宮遺跡

平安時代の代表的な集落遺跡としては、古川を挟んで対峙する高柳遺跡と神田東後遺跡がある。平安時代中期（九～十世紀）の高柳遺跡は、東側に南北方向に流れる古川と考えられる流路が

あり、西側の微高地にこの流路に流れ込む東西にのびる溝状の落ち込み遺構によって、南北の二地区に分かれる屋敷地があった。北屋敷地には建物の向きがほぼ同じで、南北よりやや東に振る四棟の掘立柱建物がある。流路とほぼ平行に建てられた建物1は、東西二間×南北五間の規模であり、馬具の轡が出土している。建物1の東、流路との間に径三・五メートルの円形で深さ九〇センチの素掘りの井戸1がある。井戸は廃棄された後、人為的に埋められていた。上層は炭層になり、完形の土器が多く出土しており、井戸の埋め戻しに伴う祭祀が行われたと考えられる。

建物1の西側に一間の庇を南にもつ南北二間×東西三間の片庇の建物2がある。建物のほぼ中央付近の床下から、地鎮祭などの祭祀行為に用いられたと考えられる状況で土師器皿八枚と須恵器瓶子四個がまともに出土している。その北側に二間×二間の束柱をもつ倉庫の可能性がある建物3、南西端に方向が他の建物

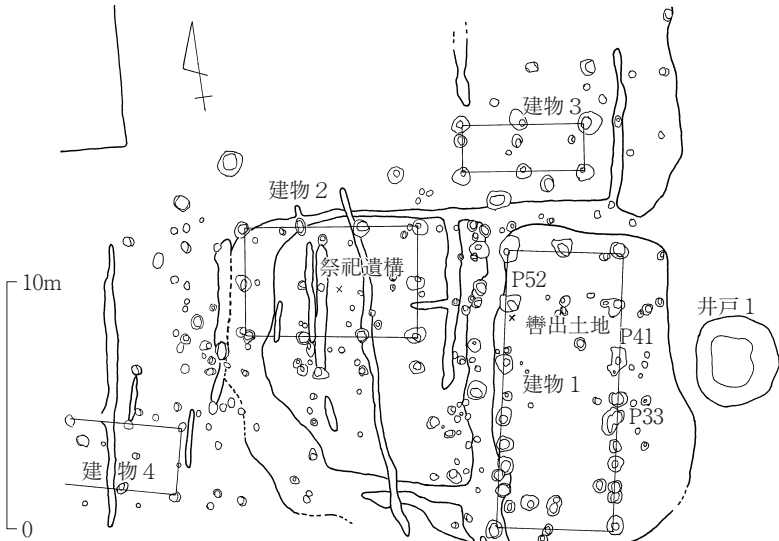


図 20 高柳遺跡遺構配置図（北側部分）

とやや異なる東西に長い建物 4 がある。その他、溝、柵等が設けられていたと考えられる。墨書土器が四点出土し、判読されたものには、「□宅」と「宅」と書かれていた。

南屋敷地の掘立柱建物は、建物の方向や切り合いなどから三時期に分かれ、建て替えられている建物も多い。北屋敷地の建物 4 とほぼ同方向の南北二間×東西四間の建物 5、東西一間×南北二間の建物 6、北屋敷地の建物 1 とほぼ同方向の南北二間×東西三間以上の建物 7 があり、その南に、やや西向きにする南北一間×三間の重複する三棟の建物と南北二間の建物がある。しかし、建物の西側部分が不明である。蛇紋岩製の巡方や緑釉陶器や中国製白磁碗などの出土していることからみて官人の屋敷であった可能性が高い。

自然河川は十一世紀に埋まっており、その後、径五・一メートル、深さ一・一メートルの円形の素掘

り井戸2と、長さ五メートル、幅二メートル、深さ〇・五メートルの長方形を呈する土坑が掘られていた。出土した瓦器碗の時期は平安時代後期（十二世紀前半）に属するもので、この頃、付近に集落が存在していたことを示している。

神田東後遺跡

神田東後遺跡は高柳遺跡の南東約五〇〇メートルにあり、両遺跡の間を古川が流れていた。平安時代中期（十世紀前半）に属するピットは約二〇〇カ所あり、掘立柱建物が数棟あったと考えられる。建物の形状等は現在検討されている。この北部に直径六〇センチ、深さ一メートルの井戸が一基あり、井戸内から墨書土器が出土している。幅〇・一から一メートル、深さ一〇〇センチの溝が数十条あるが、その性格はよくわからない。

東西約二・七メートル、南北約二・二メートル、深さ約〇・二メートルの不整形な隅丸長方形を呈する土坑105や土坑112があり、炭や焼土塊と共に多くの遺物が出土する。東西約一〇メートル、南北八メートルの範囲に灰、炭、焼土、焼土塊などが厚さ三〇～四〇センチの層をなす灰原と報告される堆積がある。この層より、土師器・黒色土器・須恵器・緑釉陶器・灰釉陶器（かいゆう）・屋瓦類等が出土している。この下層に掘立柱建物の柱穴などが存在し、その以前に建物が建っていたと考えられ、建物の終焉と関連を考える必要がある。いずれに

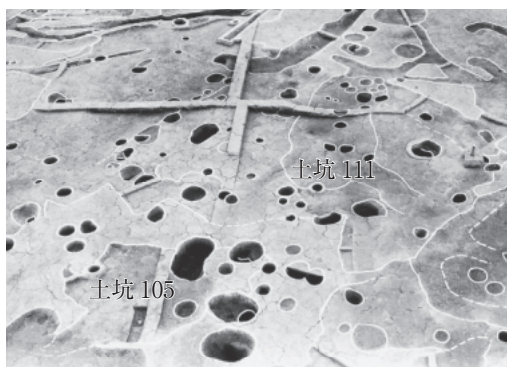


写真 38 神田東後遺跡灰原と土坑等遺構

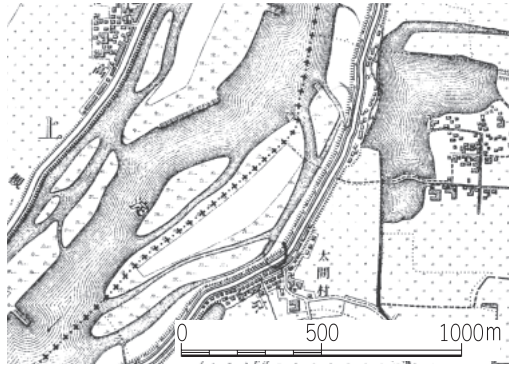


図 21 旧太間村の南流の痕跡（明治 19 年測量 32 年修正 1：2 万複製地形図「星田村」）

う所があった。

この和田の泊（停泊地）の場所について諸説があり、蹠跢村大字出口字松が鼻（枚方市）とする説（前掲『大阪府全志』巻之四）、一津屋村字和道（わんど 摂津市鳥養和道）とする説（天坊幸彦『上代浪華の歴史地理的研究』大八洲出版 一九四七年）、本市点野と仁和寺の間をワンドというのは和田の転訛で、別れは淀川南流の分岐点であるから、点野から太間あたりまでとする説（『市誌』一九五六年 三八頁）などがある。「あかれ（別れ）」に注目して淀川南流の分岐点とみる説はすぐれているが、少々修正したい。和田の泊を点野から太間あたりまでと

しても集落の南西部を垣間見たに過ぎないものの神田東後の集落は、北から北西部に向けて広がると考えられる。

七 水上交通と陸上交通

淀川の交通

『古今和歌集』の撰者になった紀貫之は土佐国かみの守の任務を終了し、承平四年（九三四）十二月二十一日帰京の途につき、翌年二月六日、難波の川尻に到着し、七日に川尻から漕ぎ上り、八日に鳥養牧近くに宿泊した。牧の対岸は守口市から本市仁和寺・点野地区にあたる。

和田の泊 九日、船に綱をかけて曳き上りいざるよう進行した。
の別れ 途中「わだのとまりのあかれ」（和田の泊の別れ）とい

するのはあまりに長大であり、淀川が分流するその河口が泊りであり、その一帯が和田の泊の別れと呼ばれていたのではないか。

茨田真手宿所

このほか、淀川の交通について本市域に係るものは茨田真手宿所がある。この宿所についての記述は、十二世紀初めの大江匡房著『江家次第』の「斎王帰京次第」の項に見える

（三卷一八九頁）。伊勢斎王（斎宮）は、伊勢神宮の神々を祀るため派遣された未婚の皇女のことである。

斎王は天皇の代替わりや父母の死去した時は退任するが、その帰路は決まっていた。伊勢斎宮を出発し、船で木津川・淀川を経て難波の海岸で禊（みそぎ）をし、平安京に入るまで一〇日を要するが、行きの第六日と帰りの第八日に、茨田真手の宿所で過ごすという。難波での禊は潔斎生活からの開放を告げる儀式と考えられる。

茨田真手

はどこか

さて茨田真手はどこにあったのだろうか。参考になる記述が源俊賴（一〇五五―一二二九）の『散木奇歌集』に見える（三卷一九三頁）。源俊賴は、嘉保二年（一〇九五）父経信の太宰帥赴任に同行し、父の死去に伴い帰京する際に三國川・淀川沿いの帰路をとった。「かしま（加島）」（大阪市淀川区加島の諸町）「江口」（東淀川区江口の諸町）「みしまえ（三島江）」「まて（真手）」「あまのがは（天の川）」との順路を取った。「まて」は茨田真手のこと、南の「みしまえ」（高槻市三島江）と北の「あまのがは」（川

口は枚方市磯島・岡）の中間にあったことになる。俊賴の記した地名が南から順に正しく記したものとすると、茨田真手は茨田郡の北部、現在の枚方市最南部の淀川畔になろう。これに対し『五畿内志』は「間手宿所」は門真三番村にあるといい、現在の門真市堂山町の黄梅寺付近になるという（『門真市史』第一卷 一九八八年五四四頁）。黄梅寺の門前には「斎宮 茨田真手御宿所跡」の石碑が建てられているが伝承地である。

第二節 律令制の変質

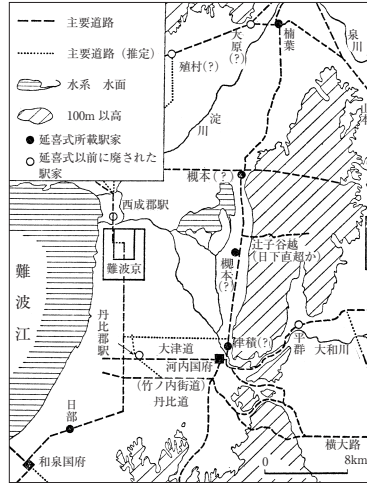


図 22 河内の古道 (足利健亮原図)

久安三年(一一四七)の仁和寺覚法々親王が高野山に参詣し、船で帰京した記録によると、江口を出てから風波が激しくなったので「暫く真手辺に船を留め」たという(三卷一九七〜八頁)。真手は風波を避けることのできる入り江になっていたことが窺われる。

陸上の交通・中央地域と地方を結ぶ公的交通制度は、

河内の古道 大化二年(六四六)改新の詔に京師・畿

内の制と共に駅馬・伝馬の設置が見えるので官道の整備が

あったことを示している。養老令では三〇里(約一六キロ)ごとに駅を置く規定になった(養老厩牧令須置駅条)。

これ以前、河内南部には飛鳥・藤原両宮と難波宮を結ぶ計画道路があり、これは『日本書紀』壬申の乱記事によると丹比道(後の竹内街道)・大津道(後の長尾街道)と呼ばれていた。両道は近世の竹内街道・長尾街道の前身であったことが指摘されている(岸俊男「古道の歴史」『日本古代宮都の研究』岩波書店 一九八八年)。さらに両道は難波宮から直線的に南下する大道によって結ばれ、交差点を南下すれば和泉国府に通じていた。

このほか生駒山地の西側を直線的に南下する近世の東高野街道が長岡京・平安京時代の南海道の後身と推定されている(足利健亮「河内国」『古代日本の交通路』I 大明堂 一九七八年)。

和銅四年(七一)正月、交野郡楠葉駅が設置されたのは、平城京遷都に伴い山陽道の駅として設置されたと考えられる。延喜式によると、河内国の駅馬は「楠葉・槻本・津積は各七疋」とある(三卷一三三頁)。

楠葉駅は、長岡・平安両京遷都に伴い南海道の駅になったと推察される。南海道は楠葉駅（枚方市楠葉）を通り、槻本・津積両駅を経て河内国府（藤井寺市国府）に到り、さらに南下して現在の五條市に到り紀ノ川北岸を縦走し賀太駅を経て四国に到った。弘仁二年（八二二）このルートは廃され、河内国府から和泉の海岸沿いのルートに変更された。東高野街道を南海道の後身と考えると、槻本の駅は近世の植付村（東大阪市西石切町、異説として河内長野市三日市町説もある）、津積駅は柏原市法善寺あたりとされる（異説として八尾市恩智説もある）。河内国内に南海道跡と明確にいえる遺跡の発見はまだない。枚方市九頭神遺跡では、八世紀前半以前と推定される直線の道路遺構が発掘され、両側の溝芯間の距離は一二メートルを測る（竹原伸二「河内九頭神遺跡と周辺の地割について」第三六回大阪埋蔵文化財研究会資料 一九九七年）というが、南海道の遺跡とは断言できない状態にある。

八 牧と馬飼

河内国の交野・茨田・讃良・洪川・若江の諸郡には、官有私有の牧場が多く、大和川・淀川を往来する船舶に対し往来を妨げ船荷を略奪する牧子が存在した。この地域になぜ牧場が多かったのか考えてみたい。

官有牧場

『日本書紀』の諸記事により、大宝年間（七〇一―四）以前にすでに官有牧場が存在していたことが知られる。大宝令で官有の牛馬と厩舎・牧場に関する厩牧令が成立し、養老令に引き継がれている。同令によると官有牧ごとに牧長（管理運営者）と牧帳（文書事務者）各一人、馬牛の百頭ごとに牧子（飼育係）二人を設置する規定があり、また年間の繁殖責任は母馬牛の百頭ごとに子馬・子牛各六〇頭とし、



図23 星田荘と寝屋・打上地区(明治19年測量32年修正1:2万仮製地形図「星田村」)

超えれば褒賞が出るなどの細かな規定があった。牛馬について管轄するのは兵部省兵馬司と左右馬寮があったが、のち両者は合併して左右馬寮がのこった。

飼戸・馬部

令制によると左右馬寮の厩には馬戸(飼戸・馬甘)が飼丁となり順番に勤務する。

馬戸は大化改新以前の馬飼部(馬甘)の後身で、大宝令の段階では左馬寮に馬甘三〇二戸、右馬寮に同二六〇戸の合計五六二戸が所属し、雑戸として調・雑徭が免除さ

れた(三卷一五一頁)。馬部は総数四六六戸の飼造戸(馬甘造戸)の中から出て飼丁を監督する役目を負った。

延喜式の段階になると馬戸の総数は二九三戸に減少しているが、河内国の割合は全体の半数を超えている(三卷一四九頁)。河内国は広大な遊水地帯を抱え、そこは鯉・鮒などの魚類と、葦・マコモなどの植物資源が豊富に存在する地域であり、まだ水田化されていない広大な原野は馬の放牧に適した土地であった。こうした土地柄と馬の飼育調教に習熟した多数の飼戸(馬甘・馬戸)という技術者の存在が、牧場を成立させていたのである。

先述した往来する船舶に乱暴する牧子はこの飼戸の出身であったかも知れないが、彼らは牧場の管理者である官司や権門勢家の威を借りて積極的に暴行し、船の曳き綱を曳く土地をもわが牧場の土地であると主張しており、そこには雑戸・飼戸(馬甘・馬戸)として官有牧場での労働を強制された姿を見ることができない。

飼戸の数が八世紀初めの五六二戸から十世紀初めに二九三戸に減少しているのは、彼らが雑戸という不自由な身分を嫌い解放の要求や土地からの逃亡という手段を取ったからであろう。

星田荘

本市に隣接する交野市にはかつて星田荘があり、久寿元年（一一五四）、鳥羽法皇により美福門院（鳥羽天皇の皇后藤原得子）祈禱所興福寺円成院にあてられたが、保元元年（一一五六）、近接する福御牧（院御領か）から領内であるとの訴えを起こされたようで、平清盛（院御厩別当か）は故鳥羽法皇の処置により今は御牧領内でないことを確認し興福寺宛ての書状に記している（三卷二〇三頁）。同四年（一一五九）の星田荘の解文（上申書）によると、福御牧は院御厩舎人以下六十余人を星田荘に乱入させ資材を略奪している（三卷二〇四頁）。同解文によると清原俊資の河内国司在任中（一一三三～八）に御牧の名をはずれたとあるので、星田荘は莊園として成立する以前には福御牧の一部であった。星田荘の範囲は明確でないが、今の星田に隣接する本市の寢屋・打上など東部の丘陵地帯は荘に含まれていた可能性がある。

第三節 武士の成長

一 武士の登場

家の子・郎党・武士団 十世紀に入ると政治の表舞台に武士の姿が見られるようになった。地方で成長した豪族・有力農民は、弓矢で武装し騎馬し、一族を家の子・従者を郎党に編成し、時に国司に対抗する実力を持つようになった。畿内近国の武士は朝廷の武官に就任し、また武芸をもって権門勢家に仕えた。

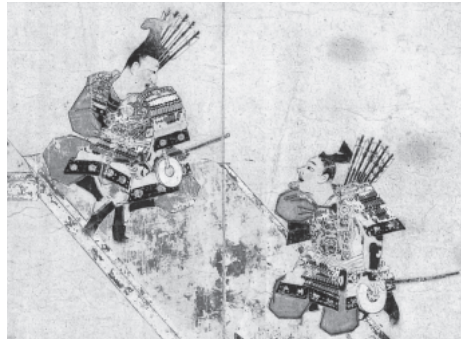


写真 39 武者像 (『後三年合戦絵詞』)
(飛騨守惟久筆 重文)

東京国立博物館蔵 Image : TNM Image Archives

武士は各地で地縁血縁で結びついた武士団をつくるようになった。関東での一族争いから発展して国司を追放し新皇と自称した平将門の承平の乱(九三五～四〇)、瀬戸内の海賊を率いて大宰府を襲撃した藤原純友の天慶の乱(九三六～四二)は、地方の武士を糾合して新たな秩序を建てようとした例である。畿内では、摂津国多田の地(兵庫県川西市多田院)を開拓し富を蓄積する一方、摂関家と結びついて公職に就き一族の繁栄を図った源満仲(九二二～九七)のような人物の現れる時代であった。次に記す若江郡(東大阪市・八尾市)の美努兼倫や同公忠らはそうした初期の武士であったと思われる。

美努公忠ら同
兼倫宅を襲撃

前の淡路国の掾(第三等官) 美努兼倫が長徳三年(九九七)六月、裁判・警察行政を司る檢非違使

庁へ提出した訴状(三卷一七四頁)によると事件は次のようであった。

①太皇太后宮に仕える史生(書記官) 美努真遠の指示と称し、かねて美努公胤・兼倫の隙を窺っていた若江郡の美努公忠・同利忠ら一三人は、六月五日寅の時(午前四時頃)、馬兵(騎兵) 歩兵合せて四十余人で兼倫宅を襲撃し、兼倫と妻子らを捕縛し殺害しようとした。②駆けつけた若江郡使・上野国掾 源 訪らにより兼倫は釈放され公忠らは退散したが、兼倫宅の資財は悉く略奪されていた。③かつて公忠はある(原文虫喰欠損)事件の後、他国に逃亡していたが去る四月上旬の頃より若江郡の本宅に帰り、櫓を構え人を従え



写真 40 御野郡主神社（八尾市）

て兼倫殺害の計画を捨てていない。④このため兼倫と伴類（従者）らは不安で農作業にも身が入らないので、検非違使庁は公忠と同類らを処置し略奪品の返却に努めていたのだきたいという。

美努兼倫の前職は淡路国掾であり、官位は記していないが大初位かそれより上階であつたろう。兼倫と共に狙われた伊豆掾美努公胤も兼倫と同様の官位であつたはずである。位は低くとも二人は下級貴族・下級官人であつた。一方襲撃者側は他の史料に見えない人物で官位官職は知り得ない。襲撃の指示を出したという太皇太后（朱雀天皇第一皇女昌子内親王）宮の史生美努真遠は官位を帯びていた可能性がある。

河内の豪族
らの武装化
襲撃した一三人のうち七人は美努氏で、襲撃指示を出したという真遠も美努氏、襲撃された方は二人とも美

努氏である。つまり美努氏の内輪もめ事件であるが、それに坂上・多米・茨田・恩智・弓削の諸氏が味方して騒ぎが拡大している。美努

（美奴・三野・御野）連（宿称）の氏名は、若江郡の御野^{のあがたぬし}県主神社（八

尾市上之島町）を含む地域に大化前代に存在した御野県の地名に基いている。若江郡は今の東大阪市から八尾市にかけての地域で、ここで繁栄した氏族であり、この時期に下級官人を輩出した氏族であつた。

坂上氏は致孝以外に若江郡に居住した者をみないが、この時期に多くの下級官人を輩出している。多米氏のもと宮中で炊飯の仕事に携わった氏族で、河内国には連姓の一族がいた。茨田氏は若江郡に隣接する

茨田郡・讃良郡に茨田連・茨田勝の一族がいた。恩智を名乗る氏族には恩智神主があり、高安郡の恩智神社（八尾市恩智中町）を奉斎する氏族であった。弓削氏は若江郡弓削郷（八尾市弓削）を本拠とし、有名な道鏡の出身氏族である。彼等は若江郡に居住しており、しかるべき氏族の一員であったから、若江郡やその他の地域で公職に就いていた可能性はある。襲撃側は源訪に對して、「郡司職を勤めよ」との（留守所の）下文がでたので、供御の「御稻」（三卷八八―九〇頁）を催促しに來たと弁解している。これに對し源訪は、郡司がいないので（欠員か）御稻の徴収事務は刀禰とね（有力農民）らがせよとの国宣（国司の命令）があり、兼倫らがすでに徴収進上したと述べている。「御稻」の徴収事務は郡司の職務であったようで、この紛争は郡司職就任を巡る紛争であったようにも推察される。

また襲撃方は騎兵歩兵合わせて四〇余人ほどで襲撃しているが、河内国府・正倉を守衛する健児こんでいが三〇人であった（三卷一三二頁）ことを考えると、これは軍隊といつてよい規模であった。一方襲撃された兼倫方もそれなりの人数武力を擁していたことが伺われ、彼等は共に若江郡に土着し成長した初期の武士であったと理解される。この事件から、十世紀には茨田・讃良・交野の諸郡でも豪族や有力農民の武装化が進んでいたと推察される。

二 十―十一世紀茨田氏の興隆と没落

茨田助平

応和三年（九六三）五月、村上天皇は朱雀院に幸して競馬をご覧になり、左近將監尾張安居やすすえと府生ふしょう茨田助平らを召して、「よくお馬に騎のる」と仰せられ疋絹を賜った（『小右記』）。助平（相

平とも）は左近衛府の府生であった。府生六人はその下の番長と共に、近衛四百人を統率する役で、今の将校に当たる役職であった。茨田助平は天皇に褒められるほどの優秀な騎馬技能を有していたし、騎射についても同様であったと推察できる。この助平の子が近衛府将監にまで昇った重方であり、重方は茨田宿祢と表記されるから、助平は茨田宿祢氏の一員であった。茨田宿祢氏は十世紀後半、近衛府に進出して武官として活躍するようになったのである（前掲「古代の茨田郡と茨田連（宿禰）氏の盛衰」）。

十世紀後半の史料に見える茨田氏は助平親子を含め九人を数え、うち五人が宿祢姓であったから、他の四人も宿祢姓であった可能性が高い。官位は外従五位下より下であり、外位の下級官人を出す氏族として位置づけられていた。長徳元年（九九五）十月、右大臣藤原道長は先日の茨田宿祢某は外位氏族なのに内位としたのは誤りなので、外字を付けるよう内記に指示している（三卷一七三頁）。内位と外位の区別は嚴重であった。九人のうち衛府の武官四人・文官三人（典薬頭・大和国権大目・備前国権介）・不明二人で、この氏族は衛府の官人として生きる道を選んだように見える。

一〇二四年までの 助平の子が重方であり、正暦四年（九九三）
茨田氏・茨田重方

閏十月に左近衛府府生茨田重方復任の記事があり（三卷一六九頁）、府生であった。長保五年（一〇〇三）四月、重方は左大臣藤原道長の賀茂社参詣に随行し下社での競馬で勝をおさめ、時に左近将監であった（『権記』）。府生から十年の間に将曹を経て将監に昇任したのであり、重方の人材能力のほどが窺わ



図25 競馬の装束

『七十一番職人歌合』競馬組（新日本古典文学大系 61）岩波書店 1993 年より転載



写真 41 上皇に随行する近衛武官
『春日権現霊験記』(模本 前田氏実・永井幾麻製作)
東京国立博物館蔵 Image: TNM Image Archives

れる。将監は近衛府の第三等官で、相当位は従六位上・定員は四人の管理職である。父助平の府生と比べると、官職上でかなりの上昇をしたことになる。近衛府の長官大将・次官中将少将は藤原・源などの名門貴族が独占していたから、将監は非名門出身の武官が到達できる最高の職であった。重方は優れた武芸技能を持ち、また武官集団を管理する統率能力にも優れていた。治安三年(一〇二三)四月には「五位将監山城介」と記され、官位は五位に進んでいる。

長和三年(一〇一四)正月、大納言右大将藤原実資さねすけは春日祭使

への禄物法について重方に尋ねている。実資は政務学識に優れた公卿であり『小野宮年中行事』を著した人物であったから、重方は故実に詳しい人物と見られていたのである。同年五月、一条天皇が藤原道長の上東門院第に幸じた際の競馬十番において、重方は二番手に出場し勝をおさめた。一番手は乗り手の態度が悪く「諸卿嘲弄」の有様であったが、「重方奥より馳せ出で、尤も雄なり」と評され、多くの禄物を賜った。重方は、前太政大臣藤原道長・摂政藤原頼通との関係は良好であった。万寿元年(一〇二四)四月の賀茂祭において、「山城介重方」は見物所の禅閣(道長)から衣を賜い、関白頼通以下の諸卿もこれに倣ったということが、そのことを示している(以上『小右記』)。

重方は平安京での人気者でもあった。十二世紀前半頃に成立した『今昔物語集』に、稻荷社参詣いなりに出かけ

た近衛府舎人らの重方は、艶なまめかしい女性に近づき声をかけたところ女は重方の鬘まげを掴み「山響くばかりに」頬を打った。なんと女は重方の妻であり、話を聞いた世間の人々は笑ったという（三卷一七〇～三頁）。重方の間の抜けた色好みは笑いの対象になっているが、一方で人々は「尤も雄なり」と評された武官としての評価を認めており、同時に重方の滑稽さを愛していた、そのような話に感じ取れるのである。

茨田弘近

重方の息子で寛弘七年（一〇一〇）十一月、賀茂臨時祭試楽に父と共に奉仕したのを初見とする。長和四年（一〇一五）七月、藏人藤原親業あかなりは礼を失した左近衛府番長弘近に水を浴びせた。父重方の訴えにより衛府は大騒動になったが、左大臣道長の斡旋で沈静した（『小右記』・『御堂関白記』）。治安三年（一〇二三）四月には左近衛府府生であり、翌年六月、府生弘近は近衛陣における囲碁中の口論から、右近番長と太刀を抜いての乱闘になり、検非違使の獄に入れられた（以上『小右記』）。右のように弘近は思慮の足らない人物で、官職は結局府生止まりで父の将監には遠く及ばなかった。

重方の最終所見である万寿元年（一〇二四）までに九人の茨田氏が史料の上に見え、彼等の官職は馬寮と近衛府にほぼ限定され、特に近衛府の番長・府生を家職にしつつあった。

一〇二五年以 万寿二年以後の二十五年間に茨田氏は六人しか見えず、官人世界における茨田氏の勢力後の茨田氏 は衰退化していったとみられる。官職は近衛府に限定され、従七位下の将曹を最高とし

五位の将監には遠く及ばない。

永承三年（一〇四八）三月、興福寺の再建供養会の舞楽の際、関白頼通は左近府生光重を召して御衣を賜い、内大臣藤原頼宗は左近将曹に補任する旨を伝えた。光重の舞踏は関白を感じ入らせたのである（『造興福寺

記）。永承五年（一〇五〇）三月、高陽院かやのいんの御堂供養試楽で、左近将曹光重が舞踏している（『春記』）。この記事を最終にして、一族の名は記録に見えなくなる。このことは古代下級貴族としての茨田宿祢氏が、官人世界から完全に没落したことを意味するのであるが、なぜそうなったのか今のところ理由を見出すことができていない。

三 讃良郡の長者と粉河寺

粉河寺縁起

十二世紀末頃に成立した『粉河寺縁起』（三卷二二―四頁）は、難病に苦しんだ讃良郡の長者の娘が来訪した童行者わらべの加持祈祷により治癒し、後この行者は紀伊国粉河寺の千手観音の化身と知られたという霊験談を記している。

粉河寺

和歌山県紀の川市の風猛山南麓に立つ粉河寺は、古くは天台宗に属し現在は粉河観音宗の本山になっている。粉河寺は『延喜式』主税上に「粉河寺料四百束」との規定があり、十世紀初めには近くの国分寺（紀の川市）や金剛峯寺（高野町）と並んで国家的寺院組織の一部をなしていた。十一世紀初めに成立した『枕草子』二〇八段「寺は」の項に壺阪寺（奈良県）・石山寺（滋賀県）などと共に粉河寺の名が見え、地方寺院として名を中央に馳せていたことが分かる。粉河寺の縁起については第三卷に掲載した和文の絵詞（二二頁）を記した縁起のほか、漢文の縁起文を残すもの、三十三段の和文の縁起文を残すものがあり、両者ともに『続群書類従』に収められる（第二八輯上）。右より古いものに、勧進僧仁範が天喜二年（一〇五四）に筆録した『粉河寺大卒塔婆そとば建立縁起』（醍醐寺本諸寺縁起集所収、『校刊美術史料』寺院編上巻）がある。

『粉河寺大卒塔
婆建立緣起』

『粉河寺緣起』は十二世紀末の成立と見られるのに対し、本緣起はこれより一世紀以上前に成立した貴重な資料といえる。緣起文を要約すると次のようになる。①草創は宝龜元年（七七〇）である。伝承によると、獵師大伴孔子古は山中に放光する所を見つけたので、そこに小庵を構え将来は精舎を建てようと決意した。②ある時、童男行者が孔子古宅を訪ね来て住むようになった。行者は仏工（仏像彫刻者）だということで、孔子古は小庵に安置する仏像の製作を頼み、八日目に小庵に入ったところ仏工の姿は見えず千手観音像が坐していた。③その後、河内国洪河郡馬馳市の佐太夫は、子供が難病にかかり困っていたところ、訪ねて来た童男行者が千手経陀羅尼を唱えて治癒させた。佐太夫妻は喜び布施を差し出したが行者は受け取らず、ただ鞆巻き（鐙のない短刀）付きの帯を受け、紀伊国那賀郡風市杜粉河に住むといい、去った。その後、佐太夫らは風市杜を尋ねたが粉河は見つからず、深い林の中の草堂に入ったところ、安置の千手観音像が鞆巻き付きの帯を所持していた。ここが粉河寺であり童男行者は千手観音の変化であったと知られた。④後、伊都郡洪田村の寡婦が住宅を移建し精舎とし、那賀郡名手村の女性が住宅を移建し礼堂とした。これより除病延命の観音として朝野の尊敬信心を集めたという。

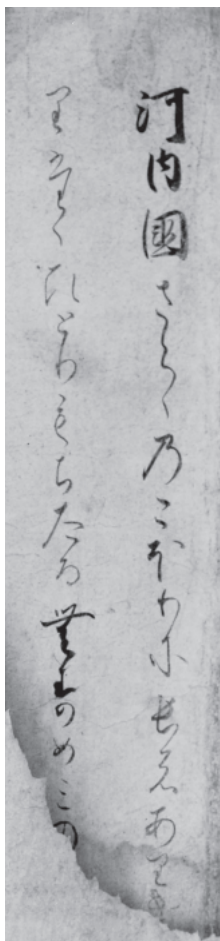


写真 42 『粉河寺緣起』
讃良郡長者の詞書
（粉河寺蔵 国宝）

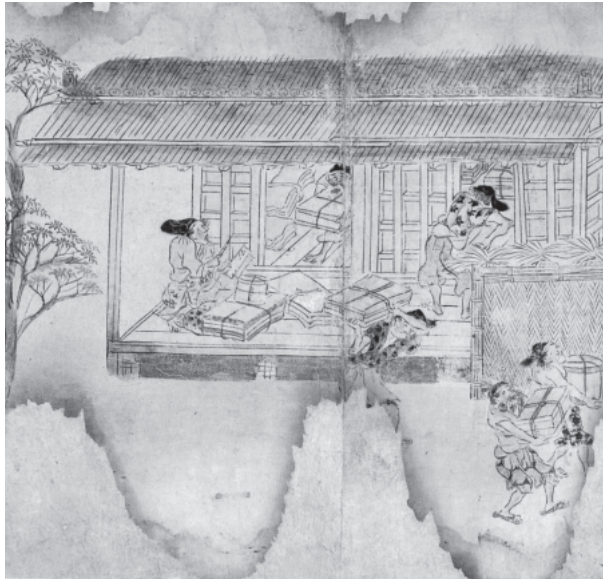


写真 43 讃良の長者屋敷の倉（『粉河寺縁起』）

讃良郡の長者

『大卒塔婆建立縁起』の語る③
の内容は『粉河寺縁起』の絵詞

と大同小異で、「河内国洪河郡馬馳市の佐太夫」が「河内国讃良の郡に長者ありけり」に変化しているに過ぎない。それでは「河内国讃良の郡に長者ありけり」は事実と関係のない付会譚であろうか。

寺社の縁起絵は、説教者が参詣した人々に見せながら仏神の靈験を物語るものであるから、当然に誇張や不思議な物語はあるものの、そこに人々の周知の若干の事実がなければ諸人を納得させることができない。その若干の事実とは「河内国讃良の郡に長者ありけり」とのことであつたらう。十二世紀前半に成立した『今昔物語集』に、讃良郡の郡司が年来書写した經典を供養（仏法僧に捧げる）するため、比叡山の僧を講師に招き供養するその日に、招きもしない年老いた国の守が現れ、講師への布施として用意してあつた絹々を残らず取りあげたという話がある（三卷一九八―二〇一頁）。だまし取られた布施物は綾三〇疋・八丈絹（平織り縞の絹布）三〇疋・絹五〇疋であり、講師には急ぎ集められた「賤ノ絹三十疋」ば



写真 44 十一面観音立像
(交野市星田寺蔵)

六四) から武將の居城として利用され衰微したので、元禄十六年(一七〇三)に残っていた仏像などを星田村の星田寺と光明寺に移したという(『交野町史』一九八一年復刻 一四二頁)。小松寺の縁起は、応永二十六年(一四一九)、聖順が小松寺の新坊で書写したものが後に京都市の東寺観智院に収

かりがあてがわれた。これほどの布施物を用意できた郡司はまさしく長者といつてよい存在であった。国司の食欲さは帰京した講師によって人から人へ広まった(講師(中略)京ニ上テ悪キマ、ニ云ヒ披タル)から、同時に「讃良の郡に長者ありけり」とのことも人口に膾炙したわけである。欺かれた讃良郡の長者の譚は『今昔物語集』に採録されてさらに有名になり、このため既に存在した『大卒塔婆建立縁起』の「河内国洪河郡馬馳市の佐太夫」の話にとつて替わつたのであろう。かくてその後に成立した『粉河寺縁起』では、粉河寺に結縁する讃良郡の長者の一家の話になつたのであろうと推察されるのである。

四 交野郡小松寺の盛衰

小松寺

交野市星田の山中、四條畷市の田原・逢坂との境界近くにかつて古代寺院小松寺があつた。保延五年(一二三九)・久安元年(一一四五)の願文(三卷一五六―八頁)によると、十二世紀には今の

蔵され、それを塙保己一はなわ ぼ けいちの門人が文政二年（二八一九）に書写した「河内国小松寺縁起」が『統群書類従』二七輯下に収録されている。

草創縁起

縁起によると、和銅五年（七一二）田原郷の童子三人が山中に遊び、そのついでに五尺の草庵を建てたのが始まりという。しかし童子の名を若石丸・熊王丸・松若丸とし、これらは奈良時代の人名としてはありえず、信頼性がない。その後も何回か建物の建設があり、承和十二年（八四五）にも草堂と本尊の製作があったという。延長三年（九二五）、秦姉子は亡夫小松景光のために七間四面の堂を造り、承平元年（九三一）大和国生駒郷の藤井清光が二間四面の金堂を造り、天慶二年（九三九）秦郷の紀行将が講堂を造ったといい、十世紀前半に小松寺の伽藍が存在したことはほぼ認めてよい。小松寺の名は小松景光の名に因むというが、寺名が檀越の氏族名に因むことはありえることで、秦姉子の堂舎寄進に続き秦郷の紀行将の堂舎寄進があったことを考えると、彼らは小松寺に近接する茨田郡幡多郷と秦氏の関係者であったことが推察される。小松寺は秦氏・小松氏とその関係氏族による寺院として始まったのではないだろうか。

小松寺の史料

この小松寺に関する史料が僅かであるが、京都市右京区の広隆寺に存する。広隆寺は聖徳太子ゆかりの寺院で、秦氏の本宗家である太秦秦氏うすまさの氏寺として著名である。ここには聖徳太子を祀る上宮王院があり、本尊の太子像の体内には納入された経巻があった。経巻のうち、「勝鬘経」しょうまんと「法華経普門品」にはほぼ同様の奥書があった。それによると、元永三年（一二二〇）四月、広隆寺の西門堂たつみのま異間（又は西大門北脇堂東妻戸之間）で河内国交野郡小松寺の住僧兼仁が写書し、願主は定海とあった（伊東史朗編『調査報告 広隆寺上宮王院聖徳太子像』京都大学学術出版会 一九九七年）。願主定海は広隆寺の住僧であつ

たが、『群書類従』第五輯に収める『聖德太子伝補闕記』の奥書に保安三年（一二二二）広隆寺住僧大蓮房定海聖人の本を写したとある）、筆を執つて書写した兼仁の所属寺院は交野郡小松寺であった。この時期、広隆寺と小松寺は秦氏の宗家寺院と枝族寺院の關係にあり、その縁故によつて兼仁の広隆寺止住が実現したのであろう。兼仁の事例から広隆寺と小松寺の間には僧侶の交流があつたことが判明する。

延宝七年（一六七九）成立の三田浄久の『河内鑑かわちかがめいしき名所記』交野郡条に、「星田妙現山小松寺の観音 此山号は三宝山。ふもとに薬師堂在。明星の池あり。杜あり」という。この前後の寺院の記述は「郡津村大堂山長宝寺 十一面観音御長二尺」とあつて、小松寺の記述は他と異なり観音像の大きさ・形容などの記述がない。恐らく延宝年間の小松寺は衰微しており、山麓に薬師堂のみが残存していたことを示しているのであらう。しかしとにかく山号寺名が残っているので廃寺になつたとはいえず、廃寺はこの後まもなくのことであつた。

享和元年（一八〇二）成立の『河内名所図会』は、交野郡「住吉神祠」（今の星田神社、交野市星田二丁目）の項に「星田寺 社頭にあり。（中略）また十一面観音安ず。これは星田より二十町ばかり異の方に、小松重盛建立の小松寺の本尊なり。荒廢の後、ここに遷す。」という。この旧小松寺本尊十一面観音像は、桜材の一本造り・像高一四三センチの立像で、平安後期の製作という（交野市文化財事業団編『星田寺』交野市教育委員会 一九九六年）。

第四節 院政の時代

一 院政の様相

後三条天皇が皇子を残さず世を去ったのは、治暦四年（一〇六八）四月十九日のことである。
皇の即位 後冷泉の後宮には関白藤原頼通の娘寛子が皇后として、後一条の娘章子内親王が中宮として、

頼通の同母弟教通の娘歆子が女御として入っていた。永承四年（一〇四九）歆子に皇子が誕生したが、すぐに亡くなっていたのである。

このために、後冷泉の異母弟で、先帝後朱雀の皇子であり、寛徳二年（一〇四五）の後冷泉踐祚^{せんそ}とともに皇太弟となっていた尊仁が、天皇の地位についた。これが後三天皇である。その母は三天皇の皇女禎子内親王（陽明門院）であった。生母が藤原氏の出身ではない天皇は、宇多天皇以来一七〇年ぶりのことである。

後三条は春宮時代、関白頼通に嫌われ、その地位さえもおびやかされていた。頼通は寛仁元年（一〇一七）三月に父の道長から後一条天皇の摂政を譲られて以来、半世紀にわたって摂関の地位を独占してきた。しかし父道長が多くの娘を代々の天皇に入れて、外戚とくに外祖父になったのに対して、頼通は入内させることのできる娘が少なく、ついに天皇の外祖父となることはできなかったのである。

藤原氏の権勢は摂政・関白になることによるのではなく、天皇の外戚となること、つまりミウチの関係を形成することによって保証されるものであった。外戚でありながらけつきよく関白にならなかった父道長に、

第三章 平安時代の北河内地域

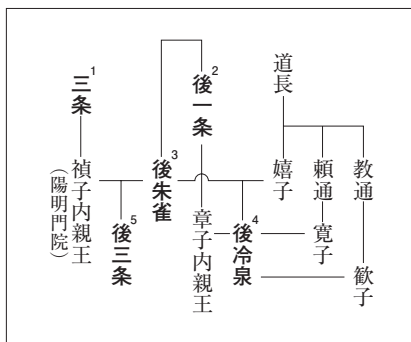


図 25 天皇家系図 (1) 数字は即位順

摂関の座にありながら外祖父になれなかった頼通の権力はとうてい及ばなかった。この頼通の弱さが、後三条天皇の即位につながったのである。

摂関家を外戚としない後三条の即位によって、それまでの王家と摂関家が渾然一体となった状況が解消され、王家が確立する第一歩となった。後三条は、白河天皇、実仁親王、輔仁親王と、自らの皇子を順に即位させる方針であったという。すなわち王家の家長として、皇位決定権を掌握したのである。

後三条の政策は、その後の院政権力の基盤となるものであった。延久の荘園整理令は、後で述べるように、摂関家をはじめとする諸権門の上に立つ天皇権力を示すものであった。荘園整理令の実施のために、記録荘園券契所（記録所）という文書審理のための組織がおかれ、天皇によって荘園と公領の領域が確定されていく。

大内裏再建も、王家確立の目的をもっていたが、また王家が所在する平安京の再建という都市政策の側面ももっていた。物価公定策である^か估法や公定^ま枿である^す宣旨枿の制定も、そうした都市政策の一環であった。意欲的な新政を推し進めた後三条天皇は、延久四年（一〇七二）十二月、皇太子の貞仁親王に譲位した。これが白河天皇である。白河の母は、閑院流藤原氏の公成の娘茂子であった。閑院流というのは、藤原道長の父兼家の弟、太政大臣公季の子孫であり、名の由来は公季が父師輔から閑院邸を相続したことによる。

後三条が即位した時には、すでに茂子はこの世になく、寵愛は源基子

にあった。その基子が実仁親王を生んだため、後三条は讓位によって三歳の実仁を春宮の座につけ、白河の後には実仁を即位させるつもりだった。基子は参議源基平の娘であったが、基平はかつて道長によって春宮の座から引きずり下ろされた小一条院敦明親王の子でもあった。そうしたことも、摂関家を嫌う後三条が将来の実仁即位にこだわった背景にはある。

親政と院政
翌延久五年実仁の同母弟輔仁も生まれるが、後三条上皇は同年五月、四〇歳で亡くなった。

讓位してわずか五カ月での死によって、本格的な院政が開始されることはなかった。二一歳の若さで王家の家長となった白河天皇は、平安京の六条大路沿いを再開発して里内裏をおくとともに、京外の白河地区（現在の京都市岡崎公園）に法勝寺という巨大な御願寺を建設した。そこには永保三年（二〇八三）空前絶後の八角九重塔が建てられた。

しかし、在位中の白河の立場はそれほど強いものではなかった。承暦三年（二〇七九）に中宮藤原賢子との間に善仁親王（たかひと）が生まれたが、そのまま実仁が即位すれば、白河は単なる中継ぎの天皇で終わってしまう。賢子の実父は村上源氏の権大納言顯房であったが、摂関家の師実が養父となっていた。法勝寺が師実が献上した別邸白河院の後に建てられたことに見られるように、この時期白河天皇と関白師実とは良好な関係を築いていた。

一応徳二年（二〇八五）実仁が疱瘡で急死する。このとき、白河の皇子善仁がまだ七歳であるのに対し、実仁の同母弟輔仁は一三歳であった。実仁の次の春宮にせよという後三条の遺詔があり、「才知甚だ高く、能く文章あり」（『中右記』元永三年十一月二十四日条）というように才智と学問を備えた輔仁は、侮りがたい相手

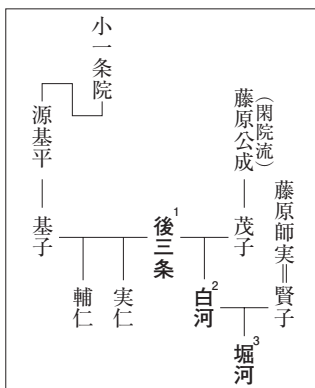


図 26 天皇家系図(2) 数字は即位順

であった。

翌応徳三年(一〇八六)十一月二十六日、善仁に皇太子の宣下があり、即日白河はその善仁(堀河天皇)に譲位する。こうして輔仁の即位が阻止されたのである。これによって白河院政が開始されたとするが、この時点での白河の主たる目的は皇子に皇位を継がせることにあった。政治は幼帝に代わって、摂政師実が担うことになったのである。

師実が摂政・関白であった時期、白河上皇と摂関家の間の平穏な関係は続いた。上皇の亡き妻であり堀河天皇の母であった賢子は、師実の養女であったし、輔仁即位の可能性が消えていない状況では、二人にとって共通の敵が存在したからである。上皇は京都の南郊に鳥羽殿という広大な離宮を建設し、そこに赴いて悠々自適な生活を営むことが多くなる。

さらに、寛治元年(一〇八七)宇治平等院、翌二年高野山、三年近江彦根寺、四年熊野、五年再び高野山、六年吉野金峯山、七年春日社というふうには、毎年一度の割合で比較的遠方への御幸を繰り返した。ところが、このような上皇の寺社参詣も寛治年間を過ぎると、しばらくはとだえてしまう。

そのことと関係があるのが、寛治八年(一〇九四)師実が関白の職を子の師通に譲ったことである。師通は三三歳の壮年で、堀河天皇もすでに一六歳になっていた。また輔仁の後ろ盾であった亡き後三条天皇の母、陽明門院がこの年に八二歳の生涯を閉じたことに

よって、輔仁の即位の可能性はかなり小さいものとなった。

気鋭の師通は、若い天皇と組んで政治の刷新をはかった。『今鏡』には、師通が「おりゐの帝の門に車立つ様やはある」と言い放ったと伝える（第二 紅葉の御狩）。つまり、上皇に臣下としての礼をとる必要はないといって、白河上皇の御所の前で下車せず、公然と反抗したという。『愚管抄』にも「世ノマツリコト太上天皇ニモ大殿ニモ、イトモ申サデセラルル事モマジリタリケルニヤトゾ申スメル」とあつて（巻二、白河上皇だけではなく大殿師実にも相談せずに政治を行うこともあつたという）。

この師通が承徳三年（一〇九九）三八歳の若さで急死する。師通の子の忠実は、当時二二歳の権大納言であつて、大臣にもなっていないのですぐに閑白に就任することができなかった。そのために、摂関不在ということになり、摂関家の力が大きく後退することになる。しかも祖父の師実が康和三年（一一〇一）に亡くなると、忠実の力はさらに弱くなった。

しかし、かといつてすぐに白河法皇の専権が確立したわけではなく、しばらくは英明の誉れ高い堀河天皇の親政にゆだねようという機運が高まるのである。藤原宗忠はその日記『中右記』（嘉承二年七月十九日条）のなかで「世間の事、両方に相分る」と述べているように、政治は院と天皇に分裂する様相を呈していた。そして、忠実が六年後の長治二年（一一〇五）ようやく閑白になる。

白河院政 ところが、またしても堀河天皇が嘉承二年（一一〇七）に二九歳で亡くなった。即位したのは**の確立** 天皇の遺児であるわずか五歳の鳥羽天皇である。父のいない鳥羽天皇を庇護するのは、祖父の

白河法皇であり、これを機に白河院政が確立することになる。

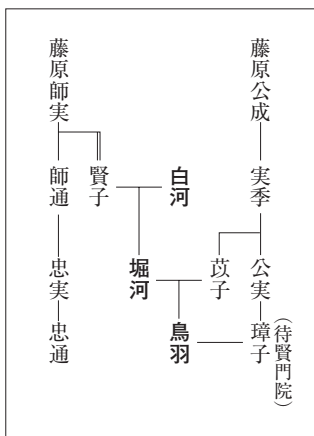


図 27 白河院政

ここで、摂関家にとって大問題が生じる。『愚管抄』が語るところによると、つぎのようなことであった。鳥羽天皇の母苺子は閑院流藤原氏の実季の娘であったため、兄の東宮大夫公実は自分が外戚であるとして法皇に摂政就任を陳情したのである。法皇も、公実の祖父にあたる公成の娘茂子が母であるなど、閑院流とは深い結びつきがあったから、本気で迷ったのだという。

公実は「いまだかつて天皇の外祖父でも母方の伯父でもない人が、御即位にさいして摂政になったことはありません」と主張したが、それは間違っただけではなかった。閑白は、初代の基経以来、太政大臣に付随する官職と考えられ、非外戚の首席大臣が兼ねることもあったが、摂政の場合は非外戚が就任することはなかったのである。

事態を決着させたのは、醍醐源氏の大納言俊明の強引な行動であった。俊明は周囲の制止をふりきって法皇の前に参上し、摂政の決定をせまった。忠実にするようにというわけではなかったが、法皇は堀河天皇のときの閑白をそのまま摂政にするという無難な決定をしたのである。

この問題はいくつかの点で、たいへん重要である。まず、摂政や閑白の職が、従来事実上道長の子孫に世襲されたきたことが、一度ここで断ち切られ、忠実の摂政就任を法皇が左右したことである。このことによって、政治的に摂関が院に従属せざるをえなくなった。師通のような独自路線はとうてい無理な時

代になったのである。

一方で、やや逆説的ではあるが、今まで摂政に外戚が任命されてきたのに対して、非外戚の忠実が任じられたことで、外戚と摂関が切り離されることになった。そのことで、摂関を世襲する摂関家というものが確立したことがある。

しかし、その摂関家は、もはや摂関期のような政治的立場にはなかった。摂関期には天皇のミウチとして人事のような重要問題に深く関わっていたのに対し、今回の摂政の人事という大問題で、ほとんど発言権を有することがなくなった。一方で、源俊明のような院近臣がそうした問題に関与する道が開かれたのである。以後、摂関家はたびたび院近臣と対立するし、政治的にその下風におかれることも多くなった（元木泰雄「摂関政治の衰退」『院政期政治史研究』思文閣出版 一九九六年）。

こうして、政権の座から完全にすべり落ちた摂関家は、むしろ荘園の集積やその所有を保障する独自の武力の育成、すなわち武士の組織など権門としての利益を追求して、その自立性を確保しようとする。そのことがまた、院との対立を激化させる要因ともなる。

関白罷免事件

忠実が摂政をあらそった公実には、璋子という娘がいた。その璋子と忠実の嫡子忠通との縁談がもちあがったのは、永久二年（一一一四）のことである。璋子は、幼いときから法皇のもとで養育されていた。この縁談に積極的であったのがその法皇で、むしろ忠実は気乗り薄で、まもなく破談してしまった。

ほぼ同時期に、忠実の娘勲子（のちに泰子と改名）を鳥羽天皇のもとに入内させる話が進んでいたが、当初

積極的であった忠実がにわかに心変わりし、これも立ち消えになったという。摂関家としてはひさびさに外戚となれる好機であったので、不思議なことである。この入内話がちあがった永久元年（一一一三）に一歳の天皇に対して、勲子は一九歳であった。どうも、忠実が娘をもとめているのが、法皇自身ではないかと疑いをもちはじめたのが原因らしい。忠実としては、勲子の入内は天皇の成長をもう少し待ってから、ということになった。

そうこうするうちに、永久五年（一一一七）突如、例の璋子が入内することが決まった。もちろん、法皇の意志によるものである。この時期、忠実は自分の日記『殿暦』に、璋子と備後守藤原季通や宮律師増賢童子などとの密通を書き立て「奇恠不可思議の女御」「奇恠不可思議の人」（永久五年十一月十九日条）「件の女御、奇恠の人」「乱行の人」（同十二月四日条）と璋子への悪口の限りをつくしている。

この璋子批判はそのまま法皇に向けられたものといっても過言ではない。璋子の入内は、忠実にとって青天の霹靂であり、かつて自らの摂政の地位をおびやかした閑院流藤原氏の娘は、許し難いものであった。鳥羽天皇の皇子までも、閑院流出身の女性が生むならば、ますます摂関家は外戚から遠ざかってしまう。

永久元年というから、これより四年前の鳥羽と勲子の縁談があったころ、天皇に対する極秘の重大計画が発覚し、輔仁親王の護持僧仁寛と醍醐寺座主勝覚の童子千手丸が流罪となった事件があった。仁寛は輔仁支持勢力の中心的人物、左大臣源俊房の子であって、勝覚は仁寛の兄であった。その嫌疑は天皇の呪詛であり、この事件によって輔仁即位の可能性は完全に消滅した。輔仁失脚と村上源氏俊房流の没落によって、白河法皇と摂関家が共通の敵とする勢力は消え去っていたのである。

こうして、両者の対立が表面化する。おそらく、忠実の璋子に対する批判は、法皇の耳に入っていたであろう。結末は意外に早く到来する。『愚管抄』によると、保安元年（一二〇）の法皇熊野御幸の最中、鳥羽天皇から忠実の娘勲子入内の申し入れがあり、忠実は法皇に無断で交渉に応じた。帰京後そのことを知った法皇は、忠実の内覧を停止する決定を下した。内覧とは天皇に奏上される文書を内見することで、関白はなくてはならない職務である。すなわち、その決定は関白を罷免されるに等しいのである。

関白も内覧も天皇によって任命されることになっているが、関白の地位は事実上道長の子孫に世襲されてきた。そのことに配慮して、直接関白をやめさせることはしなかっただけであり、自発的な辞任をもとめたのである。忠実は閉門して謹慎し、二ヵ月後にいったん内覧に復帰して、その地位を嫡子忠通に譲り、その後さらに忠通が関白に就任した。

永久五年に入内した璋子は、その後元永元年（一一一八）には中宮の地位にのぼった。璋子は大納言を極官とする閑院流藤原氏の出身で、中宮や皇后にはなれないのが慣例であったが、すでに専制君主としての立場をかためていた法皇の力が、そのような先例を有名無実としていたのである。

勲子の入内によって、天皇の外祖父になる可能性を模索していた忠実とすれば、成人天皇からの誘いは渡りに船であった。しかし、法皇の側からは、璋子の立場を悪化させる恐れもある摂関家の入内工作は阻止しなければならなかった。また、鳥羽天皇の発言力が増してきたのも、法皇の気がかりであった。天皇が生身の人間である以上、成人すれば当然、政治的な立場が強化され、その発言に重みが増すのである。その天皇が摂関家と提携すれば、かつての師通の時代の二の舞となる。こうしたことが、この関白罷免事件の背景に

あるのだが、さらにその背後には、荘園制をめぐる王家と摂関家との摩擦・対立も想定できる。

二 貴族政治と荘園制

延久の荘 後三条天皇は、即位の翌年の延久元年（一〇六九）、延久の荘園整理令を發布した。七世紀後半
園整理令 以降の律令国家体制は「公地公民」であり、その後その廃止を宣言したことはないわけだから、

この時代でも荘園のような私有地を認めないたてまえは生きていた。また、日本全国の土地は、すべて公のもの、すなわち天皇の所有地であるという「王土思想」というべきものが存在した。

延久の荘園整理では、そのような考えの上に立って、荘園の所在・領主・田畠の面積が明示された証拠文書を、朝廷に提出することがもとめられた。従来の荘園整理は国司にまかされていたが、延久では朝廷自らが整理を実行することになる。その実施のために、記録所という組織がこの年の閏十月、太政官庁の朝所あいにんじょうにおかれて、本格的に荘園関係文書の審査が行われる。その報告書が、天皇に奏上され、それをもとに天皇が荘園の存続か廃止を決定した。

実際にそのことは、延久四年（一〇七二）に太政官が石清水八幡宮護国寺に下した命令によって、よくわかる（三卷一八一～四頁）。ここでは、石清水の荘園三四カ所のうち、荘園としての存続が認められたのが二カ所、停廃が命じられたのが一三カ所であった。そのうち河内の荘園としては、存続の七カ所、停止の九カ所が含まれていた。

現在の交野市南部にあったと推定されている三宅山は、このときの石清水の主張によって、山一四〇〇町

第四節 院政の時代

表 11 延久の莊園整理令の結果（石清水八幡宮護国寺領）

所在国	承認	停止
山城	4	2
河内	7	9
和泉	2	1
美濃	1	0
丹波	1	0
紀伊	6	1
計	21	13

「御倉□并館院等内地」六町と免田二三町の領有が認められている。延喜十七年（九一七）の河内国交野郡司解状によると、この山は前郡司守部平麻呂・同広道らが、官省符を得て領掌してきたが、河内守清平王によって国使が派遣され四至・町段・条堺等が確認されたという。

石清水は天曆三年（九四九）に河内守紀淑人に牒状を送り、三宅山は八幡宮の近辺にあつて重要な場所であるから、「三宅御山□佃」二〇町の正税を免除されれば、その分を宮雜事に充用して護国の祈祷を行うつもりであるとして、莊園としての認可を要請した。これを翌年河内守が認めたというのである。延久の莊園整理令によって設置された記録所では、国司と石清水双方の主張の検討がなされた上で「記録所勘奏」という報告書が作成され、それにもとづいた莊園存続の決定がなされたのである。ちなみに審査の基準は、その莊園が寛徳二年（一〇四五）以前の成立で、立荘の確かな証拠をもっていること、国務の妨げにならないことの二条件であつたが、ここではそれを満したと判断されたのである。

これに対し、讃良郡の田八町五段百八十歩、交野南条の田七町七段百八十歩など九カ所については、次のような事情で停止された。まず石清水の主張によると、それらの田は公田であつたり諸司要劇田であつたりだが、石清水の神人らが先祖相伝の作手として所当地子官物を国司と本所石清水の双方に弁済していたという。ところが、国司の主張によると、作人たちは石清水の「神威」をかさに公田を「寵作」して所当官物を国司には弁済していない、というのである。記録所は、本所石清水と国司双方の主張のうち、後者を是とし

て荘園停廢の報告をしたのである。

一般に荘園整理というと、荘園の停止に重点をおいて理解されやすい。しかし、延久荘園整理令の存続条件を満たして認められた荘園は、記録所の厳格な審査を得て、天皇のお墨付きを得たことになる。換言すれば国家公認の荘園となったのである。これ以降、荘園制が成立し、中世社会の基盤をなしていくのは、そうした荘園の公認、あるいは「公的な」荘園の成立が、この荘園整理令をきっかけになされていくためである。律令制を廢止しないまま、実質的に変えていく日本の中世国家あるいは社会のありかたが、この法令にはつきりと刻印されている。すなわち、荘園整理令はいかにも古代的な、あるいは復古的な顔をしながら、実はかなり革新的な性格をもっているのである。

荘園制の成立

かつて、在地領主の私領寄進により、名目的な本家あるいは荘園領主を上にした多くの荘園制であると考えられてきた。武士である在地領主が成長することによって、貴族はその権力を失い形式的な支配者となっていくととらえられることもあった。在地領主主導の寄進による成立ということが、中世の荘園を古代の初期荘園から区別する性格だともいわれてきた。だが、最近の研究によって、そうした荘園制のとらえかたは大きく修正されつつある。

鎌倉時代に作成された大田文という土地台帳の分析によって、荘園成立のピークは十二世紀以降、つまり白河・鳥羽院政期以後であると考えられている。そこでもっとも重視されているのが、王家領荘園の存在である。王家、つまり天皇家が巨大な荘園領主となることは、荘園制の成立と密接な関係をもっている。

ここで荘園領主として登場してくるのは、もちろん王家だけではない。院政期以前、政治を主導していた

摂関家、あるいは朝廷とはやや距離をおいた権門寺社なども、荘園領主として重要な存在である。

十一世紀にも多くの荘園があったことは事実である。ただし、それらは十二世紀以降の荘園とは、質的に異なっていた。たとえば、公家領であるならば、中流貴族たちは畿内近国に小規模な私領、遠隔地には父祖が受領を歴任していた時に立てた荘園をもっていて、後者を上流貴族たちに寄進していた。

延久以前は荘園整理を国司が行っていたように、荘園を認めるのは多くがその国の受領であったから、彼らはその任が終わるまでに国内に荘園をお手盛りで立てた。しかし、それらは次の受領によって停止させられる可能性が強いので、受領に圧力をかけてもらえる、より上級の貴族に寄進したのである。

問題はこれらの荘園が、ほとんど十二世紀の荘園につながっていないこと、すなわち鎌倉時代の大田文に痕跡を残していないことである。そのことには、延久の荘園整理令の発布と記録所の活動が大きく関係している。摂関家領も例外としない強力な整理が行われたことだけではなく、土地所有の認定に朝廷が積極的に関与したことが重要である。荘園を維持するには、国家の中枢につながる権門、王家か摂関家をいただくことが必要となる場面が格段に多くなった。こうして、中央の権門を中心とした荘園領有をめぐる公家社会の系列化が進むのである。

摂関家領 と王家領

さて、摂関家は、政治を主導していた摂関期、多くの荘園を所有していたことはよく知られている。かつては、そのことによって、荘園制がまったく古代的な土地制度であり、中世になると衰退の一途をたどるといわれていた。だが、摂関期の摂関家が所有していた荘園は、家の経済において占める重要度はそれほど高いものではなく、むしろ国家的な給付の封戸、あるいは受領の奉仕によって、家政

第三章 平安時代の北河内地域

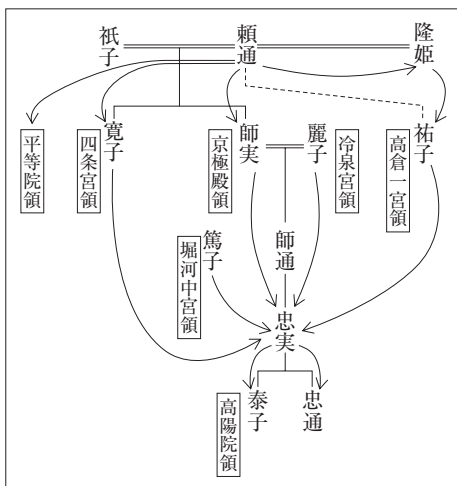


図28 摂関家領の継承

備考：川端新「摂関家領荘園群の形成と伝領」『荘園制成立史の研究』思文閣出版 2000年 249頁の図に加筆

が支えられていた。

そのために、院政期になって、政権を主導する立場から滑り落ちた摂関家を悩ましたのが、受領家司の離反であった。それによって家の行事が挙行できない例さえ生まれている。そのために、藤原忠実 は必死になって荘園の集積をはかっている。

まず藤原頼通の養女姫子と後朱雀天皇の間に生まれた皇女祐子内親王の「高倉一宮領」を、嘉承元年（一〇六）に摂関家領に編入する。続いて、藤原忠実の祖母京極北政所麗子の遺領「冷泉宮領」と後三条皇女で堀河天皇中宮となった篤子の遺領「堀河中宮領」を、永久二年（一一一四）頃に忠実が管領した。また、

この時期に、かつて頼通の荘園であったが、その後分割されていたものを、すべてまとめて手中にした。

頼通の時代に大宰府の府官平季基が開発・寄進した島津荘が、薩摩・大隅・日向三国にまたがる大荘園となったのも、忠実の時代である。九州東部に散在する宇佐八幡宮領が、摂関家の家領となったのも、忠実の時期。奥州藤原氏の清衡から奥羽の荘園を寄進されたのも同時期、ということになる（川端新「摂関家領荘園群の形成と伝領―近衛家領の成立―」『荘園制成立史の研究』思文閣出版 二〇〇〇年）。

王家の場合はどうであったか。白河親政期に、天皇の御願寺として法勝寺が、平安京の東、いわゆる白河地区に建立され、それ以後同地につきつぎと「六勝寺」と総称される御願寺群が造られた。この御願寺には、国家的な給付である封戸が経済的基盤として設定され、その不足分が荘園で補填される方針であった。

しかし、その方針にもかかわらず、康和四年（一一〇二）完成の堀河天皇御願、尊勝寺では数ヵ月後には荘園を立てる準備がなされ、翌年には正式に所領寄進が認められている。法勝寺でも封戸からの収入がとどけると、国司たちが便補保びんぽほとよばれる事実上の荘園をつぎつぎ作っていった。こうして、十一世紀末から十二世紀初頭、天皇の御願寺でもその経済的基盤が荘園に移されていった。

白河院政開始後の御願寺領荘園の形成に、大きな役割を果たしたのが院近臣たちである。延久の後、白河院政期にも荘園整理令は何度も出されたが、それによって荘園が抑制されたとはいえず、すでに王家領荘園の形成はかなり行われていた。鳥羽院政期になって整理令が出されなくなると、立荘の動きは加速する。

近臣の中でも、とくに大きな役割を果たしたのが、藤原家成である。家成は白河院近臣の有力者藤原顕季の孫にあたり、受領を歴任してきた近臣の家、すなわち受領層といわれる家柄の出身であった。顕季が院近臣となったきっかけは、白河上皇の乳母の子であったことによる。そして、受領として王家の経済を支え、さらには御願寺領形成にも深く関与した。

顕季の嫡男長実も白河・鳥羽両院の近臣だったが、娘の得子が鳥羽院の寵愛をうけて、五位クラスの諸大夫層出身としては異例の皇后の地位につき、近衛天皇や八条院を生んだ。得子はその後、女院号をうけて、美福門院となる。顕季の二男家保も両院の近臣で、三条烏丸の院御所、鳥羽の証金剛院などを造営したが、

その子が「挙げて天下の事、一向家成に帰す」〔『長秋記』大治四年八月四日条〕といわれた、鳥羽院第一の寵臣家成である。

家成は、白河の宝莊嚴院、仏頂堂、鳥羽の安樂寿院、勝光明院、金剛心院などの御願寺を、つぎつぎと造営した。これらの寺院では、修正会、修二会、盂蘭盆会、御念仏といった定期的な法会のみならず、臨時の法会もさまざま行われたが、それらの財源が必要となった。また、願主の院や女院が亡くなると、その菩提を弔うための国家的な仏事も挙行されるから、その費用も調達しなければならない。

家成は、こうした御願寺の造営を請け負って、そのために莊園が新たに必要となると、自分のもつ知行国での立莊を繰り返した。その際に利用したのは、自分が親しい貴族の所領であり、そのような所領の寄進を募ったのである。所領がみつければ、知行国主としての権限を最大限に利用して、立莊を推し進めた。少なくとも、この時期の莊園の多数を占める王家領莊園の実態は、こうしたかたちのものが多かったと考えられる（高橋一樹「中世莊園の立莊と王家・摂関家」元木泰雄編『院政の展開と内乱』吉川弘文館 二〇〇二年）。

王家領の一大莊園群を形成する八条院領は、鳥羽院と美福門院の間に生まれた皇女八条院に伝えられたものである。その中核となるのは、鳥羽院の菩提を弔う目的で作られた安樂寿院という寺院に付属する莊園であった。安樂寿院が創建された保延三年（一一三七）以来、その安樂寿院領として六〇カ所を越える莊園と末寺社が集積された。それらにもっとも深く関わったのが、八条院と近い姻戚の家成なのである。

康治二年（一一四三）の太政官牒には、山城国芹川莊・真幡木莊、讃岐国野原莊・多度莊・富田莊、尾張国狩野莊・野間内海莊、河内国鞆呂岐莊・高向莊、常陸国村田莊、上野国土井出等科莊、淡路国菅原莊、豊

第四節 院政の時代

表 12 安楽寿院領一覧

	所在		荘園		成立年次			典拠
畿内	山城国	紀伊郡	安楽寿院		康治 2 年 (1143) 8 月所見			①
		同	芹河荘		康治 2 年 (1143) 7 月施入			①②④
		同	真幡木荘		康治 2 年 (1143) 7 月施入			①②④
		同	散在領		康治 2 年 (1143) 8 月所見			①④
		同	上三栖荘		嘉禄元年 (1225) 6 月所見			④
		同	豊田荘		至徳 4 年 (1387) 2 月所見			勸修寺文書
		同	深草新免		天文17年 (1548) 8 月所見			賦引付
		乙訓郡	赤日荘		嘉元 4 年 (1306) 6 月所見			④
		久世郡	久世荘		平治元年 (1159) 9 月所見			③④⑤
		葛野郡	桂西荘		嘉元 4 年 (1306) 6 月所見			④⑤
	大和国	宇陀郡	宇陀荘		平治元年 (1159) 9 月所見			③④⑤
	摂津国	豊島郡	利倉荘		平治元年 (1159) 9 月所見			③④⑤
	河内国	茨田郡	輦呂岐荘		康治 2 年 (1143) 8 月所見			①④⑥
		同	輦呂岐荘別納		嘉元 4 年 (1306) 6 月所見			④
		錦部郡	高向荘		康治 2 年 (1143) 8 月所見			①④⑦
		志紀郡	田井荘		嘉元 4 年 (1306) 6 月所見			④⑤
	和泉国	(未詳)	長泉荘		平治元年 (1159) 9 月所見			③④
畿外	国名	荘園数	国名	荘園数	国名	荘園数	国名	荘園数
	尾張	4	上野	1	出雲	1	淡路	1
	甲斐	1	下野	1	播磨	7	阿波	2
	相模	1	越前	11	美作	1	讃岐	3
	上総	1	加賀	1	備中	1	伊予	1
	常陸	2	越中	2	備後	1	豊後	2
	美濃	1	但馬	2	安芸	1	肥後	4
	信濃	1	伯耆	1	周防	1		

備考：典拠欄は以下の文書

- ① 康治 2 年 8 月太政官牒
- ② 仁平 3 年 10 月鳥羽院起請文
- ③ 平治元年 9 月太政官牒
- ④ 嘉元 4 年 6 月後宇多上皇領目録案
- ⑤ 庄々所済事（安楽寿院文書）
- ⑥ （建暦頃）庄々所済日記（安楽寿院文書）
- ⑦ 庄々事（安楽寿院文書）

後国球珠莊、末寺興善院、同寺領山城国紀伊郡散在水田一一町、近江国犬上郡内、伊賀国水田二〇町、末寺但馬国水谷神宮寺、末社上総国橘本社・出雲国佐陀社などが見え、東は関東から西は九州におよんでいた。このうち、淀川左岸の茨田郡には柄呂岐莊が成立し、その莊域は淀川と東高野街道にはさまれた広大なものであった（三卷一九四～七頁）。

また同じく茨田郡には摂関家領の点野莊があった。藤原忠通は長寛元年（一一六三）源行頼を預所職に補任した（三卷二二二頁）。忠通の没後、点野莊はその娘で崇徳上皇の中宮であつた皇嘉門院に譲与され、さらにその甥の九条良通に伝えられる。このように、淀川左岸のこの地域には、王家と摂関家という二大権門の莊園が錯綜していた。そのことをよく示すのが、次のような事件である。

星田莊をめ
ぐる相論

興福寺別院円成院領星田莊は現在の交野市星田を中心に、本市付近まで広がっていたと考えられる莊園である。その下司・公文らの主張によると、保元四年（一一五九）正月福御牧の沙汰人らが、院御厩別当の仰せだと称し、院庁下文もなく院御厩舎人貞次をともない、六十余人の部類を引率して、星田莊莊民二十余人の住宅を追捕し、資材・調度を搜し取った。その際に、沙汰人らは、院御厩別当の仰せの内容として、女院領の莊園を廢止して、牧の一番芻まぐさとして正月・二月・三月の三ヵ月分御厩に納めるべきであると述べたという。

この星田莊はもとは福御牧に含まれていたが、河内国司清原俊資のときに牧号を停止し、国司源季範のときに、先例によって牧役も廢止された。さらに、国司高階資泰のときに福御牧が鳥羽院庁に訴えたが、その謂れがないとして敗訴した。こうして久寿元年（一一五四）、美福門院の祈祷所、興福寺別院円成院の仏聖料

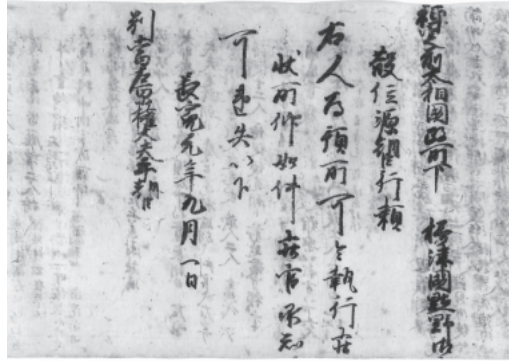


写真 45 藤原忠通家政所下文案(『兵範記』紙背文書)
(陽明文庫蔵)

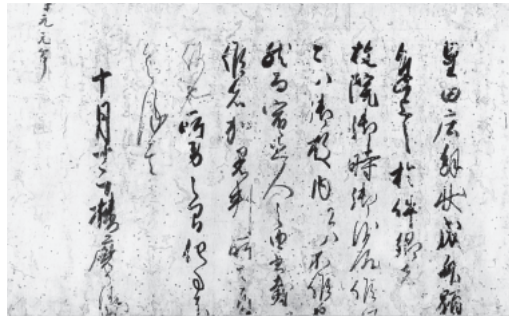


写真 46 平清盛書状(『興福寺別当次第』紙背文書)
興福寺蔵(重文) 東京国立博物館提供
Image : TNM Image Archives

追捕することは「公事之沙汰」とはいえないので、持ち去った損物を返却することを院御厩別当に要求するように、本所興福寺公文所に訴えた(三卷二〇四〜六頁)。

実は紛争はこれが最初ではなかったらしく、鳥羽法皇が亡くなった保元元年(一一五六)直後にも起こっていたようで、そのときは平清盛が福御牧には含まれないという星田莊側の言い分を認めている(三卷二〇三〜四頁)。清盛は父忠盛がつとめていた院御厩別当の職を継承していたと考えられるので、その立場から裁定を行ったと思われる。福御牧については他に史料がなく、また保元四年の訴訟の結果も不明であるが、そ

にあてることが、太政官符・院宣・美福門院庁下文・藤原氏長者宣などで確定したという。

星田莊の下司・公文らは、院御厩別当の仰せが事実というなら、まず星田莊政所において宣旨・下文を見せ、さらに星田莊側の使者とともに住民らに触れまわるべきである。それをせずに、突如住民宅を

の後も星田荘が存続していることと、この三年前の清盛の裁定から考えて、星田荘が勝訴したものと推定できる。

応保二年（一一六二）、今度は星田荘と摂関家領楠葉牧住人との紛争が表面化した。楠葉牧住民は摂関家に牧役を勤仕しながら、星田荘の田地の一部を「金丸名」として請け負って耕作していた。ちなみに史料中では、楠葉牧住民は人名として「出作金丸名」「金丸名」などと呼ばれているが、これは本名ではなく、「金丸名」という名田を耕作する人物の「仮名^{けみょう}」といわれるものである。仮名というのは、富に関係する縁起のよい名前をつけることが多かったが、これもその一例といえる。その住民が円成院に納めることになっている所当雑事を楠葉牧の権威をかさに滞納し、督促の使者が遣わされると、悪口をあげせ暴行を加えようとしたという。

そこで、星田荘の下司・公文・住人らが、これを摂関家政所に訴えて、これ以上所当雑事を納めないならば、金丸名を他人に耕作させると主張した。つまり請作関係の解消である。この訴えに対し、摂関家の御厩別当をつとめる藤原邦綱は、寺領を耕作しながらその雑公事を未進するのは認められないので、それらを早く納入するようにと、楠葉牧司に命じたのである（三卷二〇九―一一頁）。

河内の私牧

そもそも河内国には楠葉牧のような私牧が非常に発達していた。昌泰元年（八九八）に、河内・摂津の諸牧の牧子らが淀川・大和川を往来する船を妨害してはならないという太政官符が出されているから、九世紀末頃には律令制の官牧だけではなく、諸官衙や権門が経営する牧が多く生まれていたと考えられる。当時の船の運輸には、河岸の人夫が曳き船をしていたが、牛馬を放牧する牧も多くが川の

湾曲部にもうけられるため、両者の衝突がおこったと推定される。

また、河内国に私牧が発達する歴史的背景として、古代の「飼戸」が他国にくらべて圧倒的に多く設置されていたことが指摘されている。すなわち、『延喜式』によると、河内で一五九烟えんに対して、大和が八九、山城が一四（京職を含む）、摂津は一六である（三卷一四九～五〇頁）。飼戸というのは雑戸の身分で左右馬寮の馬を飼育・調教し、飼料を貢納するといった仕事をしていたが、そのような技術や経験が私牧の経営に継承されたと考えられる。

市内にあったと推定される王家に属した福御牧の実態を示す史料がないことは残念だが、その北部の枚方市内に広がっていた摂関家領で、代々の藤原氏氏長者が管領する殿下渡領となる楠葉牧については、ある程度の状況がわかっている。楠葉牧は現在の枚方市楠葉地域からその南の牧野・山田といった地域にまで広がっていたと考えられ、平安末期の仁平元年（一一五一）の『台記別記』には河北・河南と記されていることから、船橋川かその南の穂谷川を境に二分されるようになったと考えられている。

楠葉牧は広大な地域に広がっていたが、その内部に内膳司に属する楠葉御園や王家の狩場である交野禁野が存在し、石清水八幡宮極楽寺領養父荘などもあった。また、楠葉牧の初見が『小右記』永観二年（九八四）二月二十三日条における楠葉御牧司らと河内国司との紛争の記事であったように、国衙領とも入り組んだ環境にあったことが推定される。摂関家領のなかでも楠葉牧南条の田宮竹原郷に春日若宮御供田がおかれていたように、牧を藤原氏の氏長者が一円支配していたわけではなかった。このような複雑な地域構造は、同じ摂関家領の摂津国垂水東牧・西牧、橘御園などでも見られるので、福御牧とその内部に成立した星田荘との

関係もそうした状況にあったことは容易に想像できる。

『拾遺抄註』によれば、東国の信濃・甲斐・上野・武蔵の御牧から毎年貢上される馬が、馬寮や摂関家から下されて、五畿内の山城国美豆御牧、河内国楠葉御牧、摂津国鳥養御牧・垂水御牧で放牧されることになっていたという。また、そのような公的な関係ではなく、地方豪族が王家や摂関家に献上した馬が、これらの牧に放された。

楠葉牧を支配していたのは、摂関家の御厩である。保元元年（一一五六）には上御厩と下御厩に分かれていたことがわかっており、それぞれに御厩別当がおかれていた。楠葉牧は上御厩に、井尻牧は下御厩に所属しており、保元元年にそれまでの藤原氏の氏長者の左大臣頼長が敗死し、関白忠通が氏長者となったとき、上御厩別当には高階資泰、下御厩別当には藤原邦綱が任命された。

御厩の馬を管理していたのは、御厩舎人と居飼であり、摂関家の儀式や社寺参詣には彼らが馬を引いていた。また、御厩舎人は現地に派遣されて、牧の管理にも関わった。楠葉牧の現地の管理者としては、御牧司・御牧下司・御牧南条司・御牧案主司・年預^{ねよ}などが確認されるが、それぞれの職掌については明らかではない。彼らは牧内の田地の経営や所課に関わっていたことがわかり、他の荘園の荘官と同様な存在であった。

牧の一般住民は、律令制下では「牧子」と呼ばれたが、平安後期には「寄人^{よりひと}」といわれることが多くなった。彼らは「牧役雑事」をつとめる存在であったが、その本来のすがたは放牧・飼育・調教・引馬などの労役であった。しかし、実際にはそれらの住民は、農作業にも従事し、荘園と同様な雑公事的な負担を課されていたとも見られる。ただし、牧特有の現物負担として、芻^{まぐさ}の上納があった。これは、氏長者就任に際し

ての摂関家儀礼として行われたことがあり、興味深い。

『兵範記』保元三年八月十一日条によると、氏長者が忠通から基実に交代するに際して、殿下渡領の大和国佐保殿・備前国鹿田荘・越前国方上荘・河内国楠葉牧の渡文が出されたが、同時に芻の秤である「芻斤」が御厩に渡された。そして、牧の案主知方が南御厩で、楠葉牧の芻をその秤にかけて計量する儀式が行われたのである。このように、牧の芻収納というのは、象徴的な意味をもつ重要な行為であった。先の福御牧の沙汰人が、院御厩別当の仰せの内容として、牧の一番芻として正月・二月・三月の三ヵ月分御厩に納めるべきであると述べたということは、そうした芻収納が摂関家だけでなく、王家でも重要な意味をもっていたことを示している（『枚方市史』第二卷 一九七二年）。

三 河内源氏の勃興

河内国と

源頼信

河内源氏の祖である源頼信（九六八―一〇四八）は、鎌倉幕府を開いた頼朝の祖先にあたる。頼信は臣籍に降下した経基の孫、満仲の第三子であり、摂津源氏の祖頼光、大和源氏の祖頼親の弟でもある。以下横澤大典の最新の研究により頼信について記す（横澤大典「源頼信―河内源氏の成立―」元本

泰雄編『古代の人物』六 清文堂 二〇〇五年）。

兄の頼光や頼親が摂関政治全盛期、藤原道長の近習として活躍したのに対し、頼信は道長に二度馬を献じたことが確認されるのみで、それほど強いつながりをもっていなかった。経済的にも長兄頼光に依存し、清和源氏のなかでは傍流だったのである。兄たちは当初から畿内・西国の受領を歴任したが、頼信は上野・常

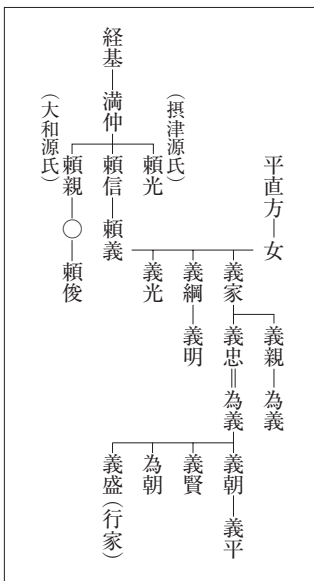


図 29 河内源氏系図

陸などの坂東の受領からその経歴を出発させた。

そのような頼信にとつて転機となつたのは、坂東でおきた平忠常の乱である。道長が死んだ翌長元元年（一二八）、房総半島を本拠とする辺境軍事貴族平忠常が、安房守を焼き殺したという報告が、朝廷にもたらされた。この国家に対する反逆行為に対し、追討使の候補になつたのが、当時前伊勢守であつた頼信、桓武平氏の平正輔・直方ら、それに検非違使右衛門少志中原成通であつた。当初、公卿の会議では頼信を適任としたが、けつきよく平直方と中原成通が追討使に任じられた（『左経記』長元元年六月二十一日条）。

かつて常陸介であつた頼信は、常陸平氏の平維幹を従え、忠常を服従させていたことがあるという（『今昔物語集』）。当時の坂東では桓武平氏の諸流が多く競合しており、そうした利害関係から離れた頼信は、調停者として適していた。頼信は坂東で忠常本人とも主従関係を結んでいるばかりか、多くの人脈や経験、情報をもっていた。それが公卿たちに評価されたのであり、頼信が坂東で独自の軍事力をもっていたわけでは

ない（前掲「源頼信―河内源氏の成立―」）。

しかし、中原成通は実務をになう検非違使として任じられたにせよ、平直方の任命の理由はなにか。それは、直方の属する貞盛流と忠常の属する良文流が敵対関係にあり、前者が後者を圧倒する好機として、追討使への任命を強く望んだ。それが成功したのは、貞盛流が父維時のときから、道

長・頼通に従者として仕えており、その縁から時の関白頼通に強く働きかけた結果であるという（野口実『坂東武士団の成立と発展』弘生書林 一九八二年 五〇頁）。

このように直方による追討行為には、私戦的な意図が強かったため、より事態を深刻化、泥沼化させた。そのために、直方に代わって頼信が追討使になったのである。頼信は一戦も交えることなく忠常を降伏させることに成功し、上洛途次に病死した忠常の首級を携えて凱旋した。

忠常の乱平定で一挙に武名を高めた頼信は、永承元年（一〇四六）頃、河内守に任じられ、誉田山陵（誉田山古墳、いわゆる応神天皇陵）に告文を奉り、その写しとされる文書が遺されている（「河内守源朝臣頼信告文案」『平安遺文』六四〇号）。それを機に、誉田山陵に近い古市郡壺井里（羽曳野市）に頼信は本拠を定めることになった。壺井里は河内国府にも近く、経済的に依存してきた摂津源氏の頼光の本拠との連絡の便もよかったのである。

頼信告文において、八幡大菩薩（応神天皇）の事績およびその靈驗・神徳が讃えられ、頼信が河内守に任じられたのは、その推挙であり宿縁であるとしている。それを説明するために、頼信自身の系譜意識があきらかにされ、八幡神が氏神として位置づけられる。そして、国守在任中に国が富み、自らの名声が高まることを祈願し、蓄えた富を万代の子孫に伝え、それによって朝廷の要枢を支え、野外の危急を防ぐのだと述べる。

また、先祖の八幡神は神徳によって人々に尊ばれたが、自分は武芸によって朝野に走るのだと武士としての自己認識を明確にしている。さらに、自らの長寿や一家の幸福を求め、八幡神を祖とする頼信の家の発展

を祈り、この告文を永く家に伝えて、耳にとどめて覚えておくように記す。頼信は、八幡神の武神という側面や河内国における重要性にもとづいて、これを始祖とするために菅田山陵に近い壺井の地を選び、そこを本拠にするに至った。

前九年の 頼信が告文を奉った二年後の永承三年（一〇四八）に八一歳で死ぬと、嫡男頼義がそのあとを継いだ。その頃、陸奥国奥六郡の郡司安倍頼良が、陸奥の国司軍を破る事件がおきた。頼義は

永承六年（一〇五一）陸奥守として現地に派遣され、二年後に鎮守府將軍にも任じられた。頼義の武人としての力量が評価され、不穏な陸奥国の抑えとして期待されたのである。

一時は安倍氏を臣従させた頼義であったが、その任期終わり近くの天喜四年（一〇五六）両者の間に前九年の役が勃発する。頼義は諸国から武士を動員しようとするが、思うにまかせず、最大の激戦、黄海合戦では、嫡男義家と共にわずか七騎にまで追いつめられる。元木泰雄によると、このとき最後まで従っていた武士は、いずれも東国武士ではなく、京から従ってきた軍事貴族たちであった（元木泰雄「源頼義 義家」前掲『古代の人物』六）。

この惨敗のあとしばらくの逼塞ひっそりをよぎなくされた頼義であったが、それを救ったのは出羽の「俘囚」清原武則である。康平五年（一〇六二）七月、一万の兵を率いた武則が、頼義と陸奥の在庁官人らからなる三千騎に合流する。そのわずか二ヵ月後、安倍貞任が立て籠もる厨川の柵が落ち、貞任らが殺されて安倍氏は滅亡する。

翌年、朝廷からの恩賞として、頼義は正四位下伊予守、嫡男義家は出羽守、その弟の義綱は左衛門尉となっ



写真 47 『前九年合戦絵詞』(国立歴史民俗博物館蔵)

た。かつて平忠常の乱のあと、頼義は貞盛流平直方の娘と結婚し、その間にもうけたのが義家、義綱、そして義光であった。この婚姻によって、頼義は鎌倉にも屋敷を手に入れた(前掲『坂東武士団の成立と発展』二三〇～五頁)。こうした事情を背景に、頼義は石清水八幡宮を鎌倉の由比郷に勧請し、これがのちに鶴岡八幡宮となるが、それはこの康平六年(一〇六三)のことである。頼義が死んだのは、承保二年(一〇七五)のことであり、父頼信とともに河内国壺井に葬られた。

直方の娘を母として長暦三年(一〇三九)生まれた義家は、前九年の役で父頼義に従って参戦し、その恩賞として出羽守になった。また、後三条天皇が即位した頃、陸奥守源頼俊と清原貞衡が北陸奥地方を攻撃する事件があった。入間田宣夫は、これが新たな皇統を開いた桓武

に自らをなぞらえた後三条による東夷征討政策の一環であるとする(『日本の中世』五 中央公論新社 二〇〇二年 二〇頁)。しかし、この攻撃は失敗したらしく、延久二年(一〇七〇)下野守であった義家が、陸奥国で反抗する藤原基通を捕らえた。頼俊は頼信の兄頼親の孫にあたる大和源氏であったから、その勢力拡大を頼俊の又従兄弟にあたる義家が妨害したとも見られる(樋口知志「前九年合戦と後三年合戦」入間田宣夫・本澤慎輔編『平泉の世界』高志書店 二〇〇二年)。

こうしたことから、河内源氏が坂東や東北で着々と勢力を扶植しつつあったという考え方が有力であった。

しかし、前九年の役が終わった二年後の康平七年（一〇六四）には、義家は早くも出羽守から越中守への転任を申請している。事実上前九年の役の勝利者であった清原氏の本拠の出羽では、その勢力を拡大することが難しかった。しかも、当時義家は、美濃源氏の祖である源国房と戦い、承暦三年（一〇七九）にも、美濃で満正流の源氏である重宗の追討行動を行っている。美濃国には頼信の母の墓があり、頼信は忠常の乱の恩賞として、美濃守にもなっているから、半世紀も前から勢力進出をはかってきた国なのである。東国での河内源氏の勢力拡大は、それほど容易なものではなかった。

後三年の
役と義家
前九年の役の結果、陸奥の大豪族安倍氏討滅に成功した清原武則は、地方豪族としては異例の鎮守府將軍に任じられるとともに、陸奥・出羽両国に絶大な勢力を誇ることになった。ところ

が、その武則の孫、真衡の時代になって、一族に内紛がおこる。

実子のなかった真衡が平成衡を養子にして、頼義が常陸の多氣宗基の娘との間にもうけた女子をその妻とした。この動きに反発した真衡の弟清衡・家衡らが、公然と反旗を翻したのである。清衡は前九年の役で滅ばされた安倍氏の女子を母にもち、同じく殺された藤原経清を父にもつ。家衡も、父こそ真衡と同じではあるが、母は清衡と同じ女性であった。安倍氏出身の女性を母にもつ二人は、一族の内部で冷遇されていたと考えられる。

永保三年（一〇八三）陸奥守として下向してきた義家は、こうした関係から紛争に介入して真衡側に加勢し清衡・家衡を破る。ところが、まもなく真衡が急死したため、清衡と家衡は、義家の軍門に下り、成衡廃嫡によって真衡の広大な遺領を折半することになった。ところが、二年後の応徳二年（一〇八五）この領地



写真 48 『後三年合戦絵詞』(東京国立博物館蔵)
(飛騨守惟久筆 重文) Image : TNM Image Archives

の支配をめぐる争いから、家衡が清衡を攻撃し、家を焼き妻子を殺害したため、清衡は義家に訴え出る。

義家は自ら兵を率いて清衡をたすけ、家衡の本拠出羽国沼柵に押し寄せた。しかし、翌応徳三年冬になっても攻め落とせず、雪に閉ざされた義家は撤退する。しかも、家衡方に叔父の武衡が加勢したため、戦火が拡大するのである。

寛治元年(一〇八七)になると、朝廷は義家に対して、奥州での合戦停止を命令するが、義家の苦戦を聞いた弟義光が、左兵衛尉の官職をなげうって、朝廷の許可を得ずに奥州に下向する。清衡と義家は、出羽国金沢柵を攻めて、この年の暮れに苦戦の末、家衡と武衡を攻め滅ぼしたのである。

清原家衡・武衡を滅ぼした義家は、追討の太政官符を朝廷に申請し、さらにその恩賞をも要求した。ところが、朝廷はその行動を「私戦」として恩賞を認めないばかりか、陸奥守さえも解任してしまうのである。

一方、清原から藤原に改姓した清衡は、奥州藤原氏の初代として、絶大な勢力を築くことになる。

このような義家の処遇について、一般には朝廷が武家の棟梁としての義家の勢力を恐れ、その抑圧をしたのだといわれている。しかし『奥州後三年記』によれば、清原氏は「国宣を重くし朝威をかたじけなく」していたというから、朝廷に忠実で、反乱をおこそうなど考えていなかった。一方、清原氏の内紛に介入し

た義家は「国の政事をとどめてひとへにつはものをととの」えたとあり、国の行政の中心である徴税を怠り、武備に奔走したという。乱後十年経った承徳元年（一〇九七）二月二十五日条の『中右記』には、「前陸奥守義家、合戦の間、金を貢がず」と記されている。元木泰雄は、義家冷遇の原因を、この陸奥守時代の金の未納にこそあったとする。

また、寛治五年（一〇九二）河内国の所領をめぐって、義家と同母弟の義綱の郎従が対立し、主人である義家と義綱双方が京都に兵を集めて、一触即発の事態となった。『後二条師通記』によると、このとき義家と義綱が集めた兵は「諸国国司随兵」であったという。それらは、京都近国を本拠とし五位から六位程度の官位をもった「軍事貴族」であった。彼らは、恩賞をあてにして「諸国国司」すなわち受領の郎従となつて、その任国に下向するような人々であった。義家はそうした軍事貴族たちの盟主的な存在であったが、貴族たちの地位をおびやかすような存在ではなく、いまだ武家の棟梁という段階には達していなかったというのが、元木の見方である。義家の冷遇は、受領としての経済的な奉仕を怠り、戦乱によって地方を混乱させる無能な受領という院や貴族の認識によるものであった（『武士の成立』吉川弘文館 一九九四年 九七―一〇七頁）。

清和源氏の武士というと、安和の変（九六九年）での源満仲の密告が有名なせいにか、藤原氏とくに摂関家の走狗という印象が強く、摂関政治から院政への政權交代によって一度没落するように考えられているふしもある。だが、実態はそれほど単純なものではない。白河親政期の永保元年（一〇八二）十月の石清水八幡宮、賀茂社などへの行幸で、義家は関白師実の前駆という立場で行列に加わっているが、夜になると天皇の近くに略装で供奉しており、かなり近い関係であったことがうかがわれる。だからといって、中央への貢納を怠っ

て貴族の評判の悪い義家を、白河院が守ろうとしていた形跡はない。当時の武士というのは所詮その程度の存在で、走狗などいくらでも代わりがきいたのである。

義家は、承徳二年（一〇九八）院御所への昇殿を許され、晴れて院殿上人となるとともに、正四位下の位をえる。これで復活のきっかけをつかんだように見えたが、康和三年（一一〇二）嫡男の対馬守義親が、九州の各地で人民を殺害して公物を押し取り、大宰府の命に背いたとして解官された。朝廷は追討使の派遣を決めるが、同時に父の義家に命じて義親を京都に召還しようとも試みた。ところが、義家が派遣した郎等の豊後権守藤原資通が、途中で義親に与し、追討使を殺害してしまったのである。

義親はその後逮捕されて、翌康和四年末に隠岐に配流される。こうした中で、義家は嘉承元年（一一〇六）に京都で死去する。その翌嘉承二年、義親は隠岐を脱出して出雲国に上陸し、国司の目代とその郎従七人を殺害して、公事物を奪い取る。ここで、伊勢平氏で当時因幡守であった平正盛が追討使として派遣され、翌年早々に義親は討たれるのである。

河内源氏の分裂 義親が死んだ翌年の天仁二年（一一〇九）、義親の弟義忠が殺され、その容疑をかけられた義忠の従兄弟義明が討たれた。義明の父義綱は怒って近江に出奔し、これを義親の子為義が殺した

のである。一般には、この時期の源氏衰退の背景には、為義に義綱を追討させるなど、源氏の内紛を助長させる白河院の策謀があったと考える傾向がある。しかし、上横手雅敬は、むしろ謀反人義親の子為義に勲功をあげさせ、義家の養子として復活させることにより、源氏は瓦解をまぬがれたと見る（『院政期の源氏』御家人制研究会編『御家人制の研究』吉川弘文館 一九八一年）。『愚管抄』には、白河院が、皇位をめぐって対立し

ていた輔仁親王派の襲撃にそなえて「光信・為義・保清三人ノケビイシ」に幼い鳥羽天皇を警備させたところ。白河院は、為義を側近の武力として重視しようとしていたのであるから、上横手説は首肯できる。この時期の武士は、院や貴族をおびやかす存在とは思われていないから、院としてもできるだけ多くの武士を育て、側近くに仕えさせることが得策だったのである。

こうして河内源氏の当主となった為義だったが、その粗暴な行動によって白河・鳥羽両院の信頼を失ってしまう。かわって、摂関家の忠実とその後継者頼長の警固にあたるようになり、彼らの荘園を管理し、氏寺である興福寺の悪僧統制にも活躍するようになった。荘園を集積して、権門として再生しつつある摂関家にとって、為義一族はその家産的武力というべき存在となった。また、当時の為義には、郎従や所領の獲得などを通じて武士団として発展するに際して、摂関家の支持が背景にあったのである（前掲『武士の成立』一三四～三五頁）。

野口実が詳細に解明したように、為義の子息たちの多くは、列島各地に進出していった。長子義朝は南関東に下り、上総氏の主君として「上総曹司」と呼ばれ、さらに相模の三浦氏の婿となつて、鎌倉を本拠に活躍する。そして、千葉氏や大庭氏などの有力武士団を家人に編成し、直属の郎等首藤氏や大中臣氏を鎌倉の北の山内荘、東の六浦荘に配置するのである。弟の義賢は上野国多胡郡を中心に北関東に進出した。為朝は九州に下向し、肥前平氏と関係の深い阿多氏の婿になり、薩摩・豊後を中心に、その勢力をほこつた。また、義盛（行家）は保元・平治の乱後、熊野新宮にあつて新宮十郎と称したように、熊野別当家と深い関係をもつた。

野口実は、為義が淀川河口に位置する摂津国大物浦に「旅邸」を有していたことに注目し、その背景として摂関家の意向とともに、海・水上交通との関わりの重要性を指摘している。大物浦が畿内全体の外港機能になっていることと、為義の子息たちの拠点や関係の深い武士団がいずれも、そうした交通路と密接な関係をもっていたためである（野口実「豪族的武士団の成立」前掲『院政の展開と内乱』）。

上総介常澄と結んだ義朝は、常澄一族の千葉常重・常胤父子の所領であつた相馬御厨を分割した。これは下総守として御厨を奪おうとした藤原親通を排し、常澄と常重らを調停したものと考えられる。また、義朝は相模の三浦・中村氏や相模目代と結んで、天養元年（一一四四）大庭御厨に侵入し、大庭氏の屈服をはかった。当時の相模守は鳥羽院近臣の藤原頼憲であり、その支援をうけていたことが想定される（元木泰雄『保元・平治の乱を読みなおす』日本放送出版協会 二〇〇四年 五五頁）。

義朝は仁平三年（一一五三）下野守に拔擢されるが、その原因は鳥羽院との関係であつた。河内源氏の受領就任は、あの義親の対馬守以来のことであり、一気に父為義の官位を抜き去ってしまったのである。明らかに、これは父や弟たちと異なつた立場に立つたことを意味する。

久寿二年（一一五五）に、義朝と三浦義明の娘との間に生まれた義平が、武蔵国比企郡大蔵館にあつた叔父の義賢を攻め殺した（大蔵合戦）。秩父平氏内部で、次郎大夫重隆と甥の畠山庄司重能が対立し、重隆が義賢を、重能が義朝・義平父子を擁したことによるもので（野口実「十二世紀における東国留住貴族と在地勢力」『中世東国武士団の研究』高科書店 一九九四年）、当時の武蔵守は藤原信頼・信説兄弟が歴任しており、義平の軍事行動は受領の了解のもとに行われたと考えられている（木村茂光「武蔵国橘樹郡稻毛荘の成立と開発」『地方史

研究』第四〇巻第五号 一九九〇年。のちの平治の乱で、信頼と義朝は運命をともにすることになるが、信頼は有力な院近臣の家柄であるから、そうした関係を通じて、義朝がさらに鳥羽院に近づいたと考えることもできる。

こうして、河内源氏の内部分裂は、京都の政界の対立と深く関わりながら、保元の乱から平治の乱にかけての争乱を生み出していくのである。

